

基本計画

第1章 基本計画の概要 33

第2章 市民が主役のまちづくりの基本施策 37

第3章 七つの政策分野の基本施策 49

第4章 計画の推進に当たって 123



第1章 基本計画の概要

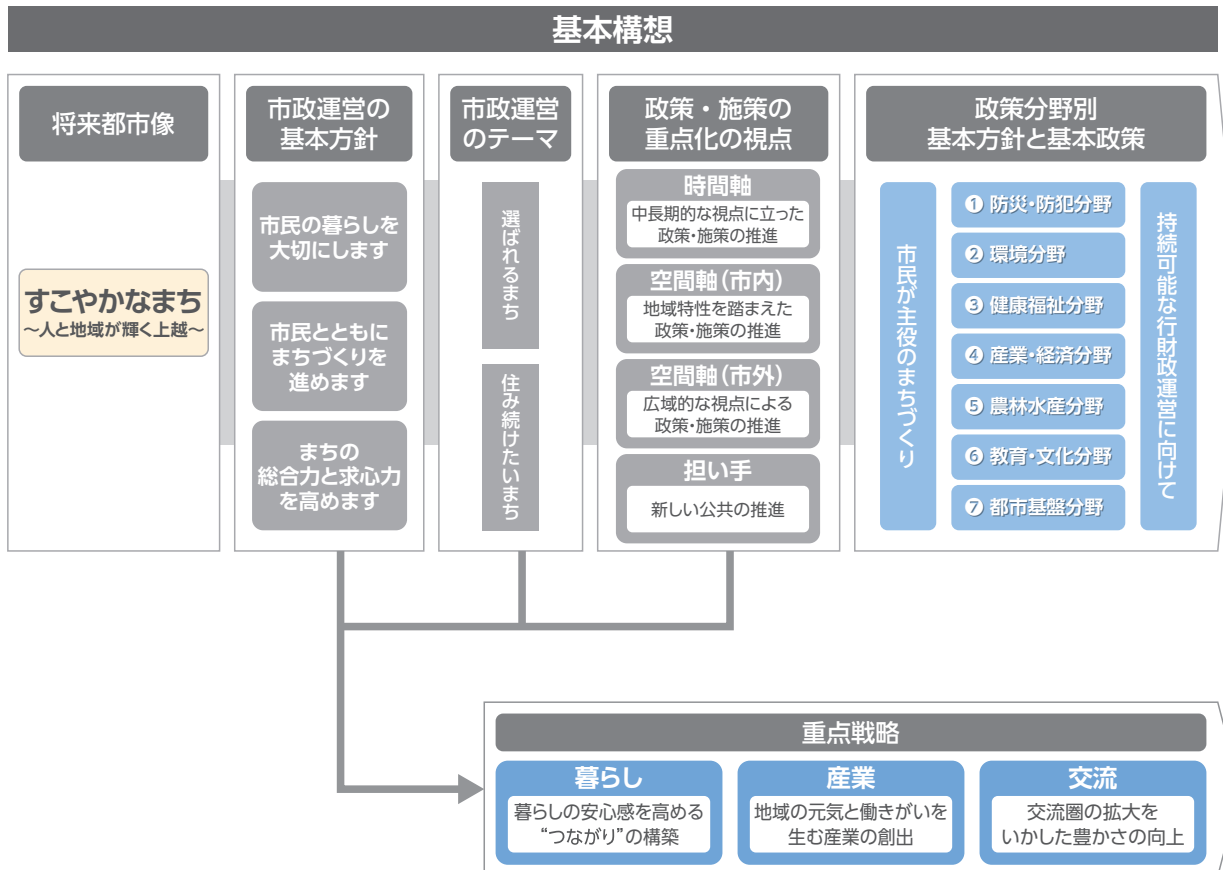
基本計画の概要

基本計画では、全ての政策分野に横断的に関わる「市民が主役のまちづくり」を推進するための基本施策と、防災・防犯分野から都市基盤分野までの七つの政策分野における基本政策を具体化していくための基本施策を体系的に示します。

また、持続可能な行財政運営に向けた取組との整合を図りつつ、本計画に基づく政策・施策の実効性を確保していくための計画の推進方法を示します。

基本計画では、基本政策を具体化していくための対策である基本施策単位で次の事項を示します。

- 施策の方針：基本施策の方針を示します。
- 現状と課題：第6次総合計画前期基本計画に基づくこれまでの取組の状況や、それらを評価・検証した中での課題を示します。
- 施策の柱：基本施策を具体化していくための柱となる対策を示します。
- 目標：基本施策の達成状況を検証するための目安となる主な目標値や、目標とする状態を示します。



序論

基本構想

基本計画

資料編

政策分野別の基本政策の具体化



基本計画

政策分野別基本施策

市民が主役の まちづくりの ための施策

目標

誰もが個性と能力を発揮する機会が保障されており、市民主体のまちづくりが行われ様々な支え合いの仕組みが整っている「人と地域が輝くまち」を目指します。

1 防災・防犯分野

目標

日頃から地域全体として災害や犯罪・事故等への備えが整い、安全・安心に暮らせるまちを目指します。

2 環境分野

目標

市民一人ひとりに環境に対する意識が根付き、自ら行動することにより、豊かな自然が大切に守られ、良好な環境の中で心地よく暮らせるまちを目指します。

3 健康福祉分野

目標

誰もが生涯を通じてこころと体の健やかさを保てる環境が整い、安心して自分らしく暮らせるまちを目指します。

4 産業・経済分野

目標

力強く自立性の高い地域経済が構築され、生活の糧となる働く場を選択することができ、生きがいをもって暮らせるまちを目指します。

5 農林水産分野

目標

なりわいとしての農林水産業や農山漁村に活力があり、そこから生み出される多様な恵みを受けて豊かに暮らせるまちを目指します。

6 教育・文化分野

目標

学び高め合う環境が整い、まちの歴史・文化が誇らしく感じられ、心豊かに暮らせるまちを目指します。

7 都市基盤分野

目標

暮らしと産業を支える機能的・安定的な都市基盤が整い、魅力的な空間の中で快適に暮らせるまちを目指します。

計画の推進に当たって(計画の推進方法)

施策・事業の
関連付け

重点的・分野横断的な
施策・事業の展開

第1章 基本計画の概要

政策分野別基本施策の体系一覧

政策分野と基本方針	基本政策	基本施策	施策の柱
市民が主役のまちづくり ▶ P.37 ■基本方針 市民生活のあらゆる場面で誰もが個性と能力を発揮する機会が保障されており、市民が自ら魅力的に住みよいまちの実現に向けて取り組むことができる環境や様々な支え合いの体制が整った地域社会を形成していくため、市民・団体に向けた意識啓発や支援・相談体制を充実するとともに、多様な主体の連携を促進します。	1 市民が個性と能力を発揮できるまちの実現	1 人権尊重・非核平和友好の推進 2 男女共同参画社会の形成 3 ユニバーサルデザインの推進	1 人権に関する意識啓発の推進 2 非核平和に関する意識啓発の推進 3 多文化共生の推進 1 男女共同参画・女性活躍の促進 2 相談体制の充実 1 ユニバーサルデザインの普及啓発 2 公共施設におけるユニバーサルデザインの推進
	2 市民が主体のまちづくり	1 まちづくりの人材育成・確保 2 市民活動の促進 3 地域自治の推進	1 人材の育成 2 若者等の定住・U/Iターンの促進 1 多様な市民活動への支援 2 市民参画と協働の推進 3 支え合い体制構築の推進 1 地域自治区制度の推進 2 地域コミュニティ活動の促進
1 防災・防犯分野 ▶ P.49 ■基本方針 日頃から地域全体として災害や犯罪・事故等への備えを整えるため、関係機関や市民、地域との連携の下で、危機管理体制を強化するとともに、必要な対策や体制構築を推進します。	1 大規模災害への備えの確保	1 大規模災害への対応力の強化 2 災害に強い都市構造の構築	1 危機管理能力の向上 2 自然災害への対応力の強化 3 原子力災害への対応力の強化 1 地震に強い都市構造の構築 2 治山治水対策の推進 3 災害に強い居住環境の構築
	2 日常的な災害への対応力の強化	1 消防体制の整備 2 地域防災力の維持・向上	1 常備消防体制の整備 2 消防団活動の推進 1 市民一人ひとりの防災意識の向上 2 自主防災活動の推進
	3 防犯・交通安全対策の推進	1 防犯対策の推進 2 交通安全対策の推進	1 多様化・巧妙化する犯罪への対応 2 地域防犯力の向上 1 交通安全意識の啓発 2 交通安全活動の推進
2 環境分野 ▶ P.61 ■基本方針 市民一人ひとりが環境に対する意識を持って自ら行動に移すことにより、豊かな自然を大切に守り、良好な環境を保っていきけるよう、市民の暮らしに身近な地域環境の保全と地球環境の保全の双方の観点から効果的な政策・施策を推進します。	1 地域環境の保全	1 ごみ減量・リサイクルの推進 2 環境汚染の防止 3 自然環境の保全	1 ごみの適正処理の推進 2 リサイクルの推進 1 公害対策の推進 2 排水処理対策の推進 1 生物多様性の保全 2 開発事業に対する環境配慮の指導
	2 地球環境の保全	1 地球温暖化対策の推進 2 環境学習の推進	1 再生可能エネルギーの普及 2 省エネルギー化の推進 1 環境を学ぶ機会の提供 2 環境美化の推進
3 健康福祉分野 ▶ P.71 ■基本方針 市民誰もが生涯を通じて心と体の健やかさを保ち、安心して自分らしく暮らせる環境を整えるため、支援が必要な人に対して確実にサービスを提供するとともに、市民の健康づくり活動への支援を行います。 また、関係機関や市民・各種団体との連携、市民活動の促進を通じて、安心できる福祉環境づくりや子育てしやすいまちとしての魅力の向上を推進します。	1 市民の健康寿命の延伸	1 こころと体の健康の増進 2 地域医療体制の充実	1 健康づくり活動の推進 2 こころの健康サポートの推進 3 公衆衛生環境の保全 1 上越地域医療センター病院の機能強化 2 地域医療ネットワークの構築 3 救急医療体制の確保
	2 安心できる福祉の推進	1 高齢者福祉の推進 2 個性を尊重した障害者福祉の促進 3 複合的な課題を抱える世帯への支援	1 介護予防の推進 2 生きがいづくりの推進・出番の創出 3 最適なサービス提供 4 見守り体制の強化 1 就学支援の充実 2 就労支援の充実 3 社会参加の促進
	3 子どもが健やかに育ち、安心して産み育てられる環境の充実	1 子育てに関する負担や不安の軽減 2 子育て環境の充実	1 相談体制の強化 2 自立へ向けた支援の充実 1 母子保健事業の充実 2 子育て家庭への経済的支援 3 子どもの育ち支援の充実 1 保育園等の充実 2 多様な保育サービスの提供

序論

基本構想

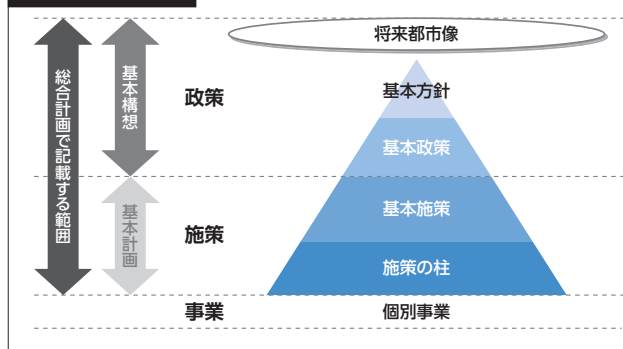
基本計画

資料編



政策分野と基本方針	基本政策	基本施策	施策の柱
4 産業・経済分野 ▶ P.85 ■基本方針 力強く自立性の高い地域経済を構築し、市民が生活の糧となる働く場を選択することができ、生きがいを持って暮らしていくための条件を整えるため、市内の企業や商工団体等の意欲ある取組への積極的な支援、直江津港のエネルギー拠点化や新産業・ビジネス機会の創出に取り組むとともに、時宜を得た誘客促進や仕組みづくりによる交流人口拡大、地域の雇用環境の改善に取り組みます。	1 足腰の強い産業基盤の確立	1 ものづくり産業・商業の振興 2 物流・貿易の振興 3 新産業・ビジネス機会の創出	1 中小企業・小規模企業の経営基盤の安定・強化 2 新製品・新技術開発等の企業の育成支援 3 商店街の維持・活性化 1 直江津港の拠点性の強化 2 物流・貿易の活性化 1 企業立地の推進 2 起業・創業の支援 3 経済交流の推進
	2 交流人口の拡大	1 観光の振興 2 交流機会の拡大	1 当市ならではの観光地域づくり 2 広域交通網をいかした誘客促進 3 市内の回遊性の向上 1 各種コンベンション等の誘致 2 誘致効果の拡大 1 市内就労の促進 2 職業能力の向上 3 仕事と生活の調和の促進
	3 生きがいとやりがいを生む雇用の創出	1 就労支援の充実	1 生産基盤の強化 2 担い手の確保 3 所得の向上 1 担い手の確保 2 所得の向上 3 林業・水産資源の維持 1 農業・農地の維持 2 農村の維持 3 里地里山の保全 1 食育活動の推進 2 生産活動を通じた生きがい・活躍の場づくり
5 農林水産分野 ▶ P.97 ■基本方針 産業としての農林水産業や農山漁村を活性化し、生産活動に対する喜びを生み、市民がそこから生み出される多様な恵みを受けられるよう、担い手の育成や経営安定化に向けた意欲ある取組に対して積極的に支援を行うとともに、地域の支え合いにより中山間地域の集落や農林業の維持・活性化を推進します。	1 農林水産業の振興	1 農業の振興 2 林業・水産業の振興	1 生産基盤の強化 2 担い手の確保 3 所得の向上 1 担い手の確保 2 所得の向上 3 林業・水産資源の維持 1 農業・農地の維持 2 農村の維持 3 里地里山の保全 1 食育活動の推進 2 生産活動を通じた生きがい・活躍の場づくり
	2 多面的機能の維持	1 中山間地域の振興 2 農・食を通じた生きる力の向上	1 基礎学力の向上 2 特色ある学校教育の推進 1 全ての子どもの学びの保障 2 学校の適正配置・整備 3 地域ぐるみの教育の推進 1 多様な学習機会の提供 2 公民館活動を通じた人づくり 3 図書館活動の推進 1 スポーツ活動の普及推進 2 スポーツ競技力の向上 1 歴史・文化的資源の保存と活用 2 文化・芸術活動の振興
6 教育・文化分野 ▶ P.105 ■基本方針 市民が学び、高め合い、まちの歴史・文化を誇らしく感じられる環境を整えるため、子どもたちの生きる力を培う教育環境の質の向上や、地域ぐるみで支える体制の構築、学びを通じた人づくり・地域づくり、まちの歴史・文化の継承・活用や、市民の文化・芸術・スポーツ活動の振興に取り組めます。	1 学校教育の質の向上	1 [知・徳・体]を育む学校教育の推進 2 学校教育環境の整備	1 基礎学力の向上 2 特色ある学校教育の推進 1 全ての子どもの学びの保障 2 学校の適正配置・整備 3 地域ぐるみの教育の推進 1 多様な学習機会の提供 2 公民館活動を通じた人づくり 3 図書館活動の推進 1 スポーツ活動の普及推進 2 スポーツ競技力の向上 1 歴史・文化的資源の保存と活用 2 文化・芸術活動の振興
	2 社会教育・文化活動の推進	1 学びを通じた人づくり、地域づくりの推進 2 スポーツ活動の推進 3 文化活動の振興	1 施設の長寿命化の推進 2 整備計画に基づく効率的・効果的なインフラ整備 1 地域交通の利便性向上 2 広域交通網との連結強化 3 冬期間の交通網の確保 1 適正な規制と誘導の推進 2 計画的な市街地整備 3 拠点機能の維持 1 景観形成の推進 2 自然と調和した都市空間の形成
7 都市基盤分野 ▶ P.115 ■基本方針 社会経済状況の変化に対応し、市民の暮らしや産業を支える機能的・安定的な都市基盤を整え、魅力的な空間を形成していくため、計画的なインフラの整備・維持を推進するとともに、総合的な公共交通ネットワークの構築、地域特性をいかすための土地利用や空間形成を推進します。	1 機能的・安定的な都市基盤の整備	1 インフラ整備の最適化 2 機能的・効率的な交通ネットワークの確立	1 施設の長寿命化の推進 2 整備計画に基づく効率的・効果的なインフラ整備 1 地域交通の利便性向上 2 広域交通網との連結強化 3 冬期間の交通網の確保 1 適正な規制と誘導の推進 2 計画的な市街地整備 3 拠点機能の維持 1 景観形成の推進 2 自然と調和した都市空間の形成
	2 魅力的な空間の形成	1 土地利用政策の推進 2 地域の個性をいかした空間形成	1 施設の長寿命化の推進 2 整備計画に基づく効率的・効果的なインフラ整備 1 地域交通の利便性向上 2 広域交通網との連結強化 3 冬期間の交通網の確保 1 適正な規制と誘導の推進 2 計画的な市街地整備 3 拠点機能の維持 1 景観形成の推進 2 自然と調和した都市空間の形成

政策体系の見方



- 本計画では、市の政策判断により政策・施策の実施そのものや、その内容・水準の判断ができる事項を計画の対象範囲としています。
- 政策体系は、上位の項目を下位の項目の目的・目標として位置付けています。
- 基本計画に基づく個別事業は、実施計画的な要素を持った事業リストにより別途管理し、毎年度の予算編成作業の中で、政策・施策の進捗状況や社会経済情勢の変化を反映して、効果的に実施するとともに、必要に応じて見直しを行います。

第2章 市民が主役のまちづくりの基本施策

1-1 人権尊重・非核平和友好の推進

▶ 施策の方針

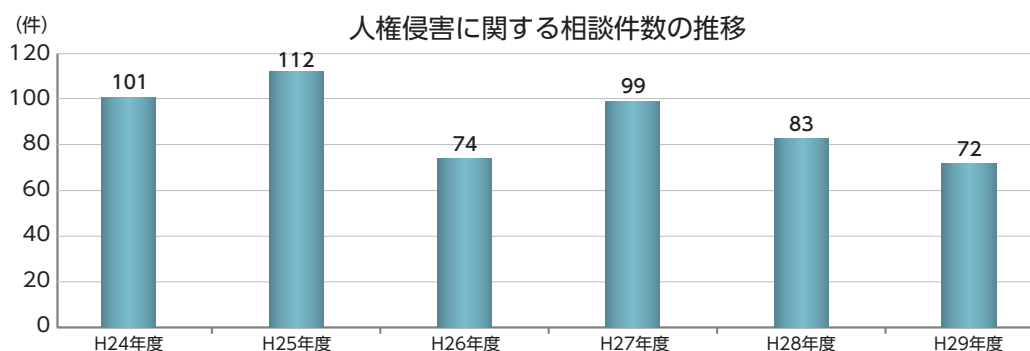
出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等による差別や意識上を含むあらゆる障壁を解消するため、市民への意識啓発を一層推進するとともに、人権侵害による被害の防止に努めます。

戦争の記憶を後世に伝えるため、市民への非核平和に関する意識啓発を行い、恒久平和の実現に寄与します。

また、外国人市民や異文化への理解を深めるとともに、生活支援体制を整えるなど、多文化共生社会の推進に取り組み、市民の国際感覚の醸成に努めます。

▶ 現状と課題

- 市では、小中学校等と連携し、幼少期から人権や同和問題に対する意識啓発を推進するとともに、企業や地域との連携による意識啓発にも取り組んできたほか、「本人通知制度¹⁷」により、戸籍等の不正取得に対する個人情報の漏洩防止を図るなど、人権侵害による被害の防止に努めてきました。
- また、戦争にまつわる実物資料や写真パネル等を展示した「平和展」を開催するなど、非核平和友好の推進に向け、戦争の悲惨さと平和の尊さ、命の大切さの認識を深める機会を提供してきました。
- さらに、国際交流センターを拠点に、近年増加する外国人市民の日常生活の支援のほか、ワールドキャンプ¹⁸など市民向けの異文化体験などを通して、多文化共生社会の推進と市民の国際感覚の醸成に努めてきました。
- しかしながら、近年、インターネット上の人権侵害や性的少数者¹⁹に対する偏見・差別などが顕在化していることから、引き続き、あらゆる差別を解消するため、より一層人権に関する意識啓発を推進する必要があります。
- また、終戦からの月日の経過とともに、戦争体験者の高齢化が進む中、戦争の記憶の継承も課題となってきました。
- このことから、人権尊重や非核平和に関する意識啓発をより一層推進するとともに、多文化共生の実現に向けた取組を進める必要があります。



出典：上越人権援護委員協議会
※特設相談所での相談件数のみ



▲広島平和記念式典への中学生派遣



▲ワールドキャンプ¹⁸
(市内の子どもたちと留学生、ALTとの交流)

▶ 施策の柱

1 人権に関する意識啓発の推進

- ・市民一人ひとりの基本的人権が真に尊重される地域社会を実現するため、学校や地域、企業、関係機関と連携・協力しながら、各種研修会などの啓発活動を推進します。また、メディアの多様化やインターネットの普及により増加している人権侵害や、性的少数者¹⁹に対する偏見や差別の解消に向け、啓発活動や相談、被害者の救済に取り組みます。
- ・上越市子ども・子育て支援総合計画（上越市版エンゼルプラン）²⁰に基づき、子どもの権利を尊重・保障する取組を推進します。

2 非核平和に関する意識啓発の推進

- ・戦争体験者の高齢化が進む中で戦争の記憶を風化させることなく後世に伝え、恒久平和の実現に寄与するため、市民への普及啓発や平和の尊さを伝えていく担い手の育成を図ります。
- ・平和展の開催や平和記念公園展示館などにおいて、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶ機会を提供し、特に将来を担う若い世代に対して非核平和への意識の向上を図ります。

3 多文化共生の推進

- ・多文化共生社会の実現を図るため、国際交流センターを拠点とし、国際交流を担う人材を育成するなど、市民の意識啓発と国際感覚の醸成に努めます。
- ・グローバル化に伴い増加する外国人市民が暮らしやすい環境づくりに向けて、生活ニーズに対応した情報提供や相談対応を行います。
- ・地域の一員として外国人市民の能力がいかされ、活躍できる環境整備を推進します。

▶ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）
人権同和問題に関する正しい理解度 (上越市人権・同和問題に関する市民アンケート)	63.3% (H27)	75.0%
「いじめはどんなことがあってもいけないことだ」と答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学6年生98.2% 中学3年生95.4% (H29)	小学6年生98.2% 中学3年生95.4%
平和展来場者数	3,044人/年 (H30)	3,500人/年
外国人市民との共生に関する正しい理解度 (上越市人権・同和問題に関する市民アンケート)	32.2% (H27)	40.0%
上越国際交流センターの利用者数	9,716人/年 (H29)	10,200人/年

第2章 市民が主役のまちづくりの基本施策

1-2 男女共同参画社会の形成

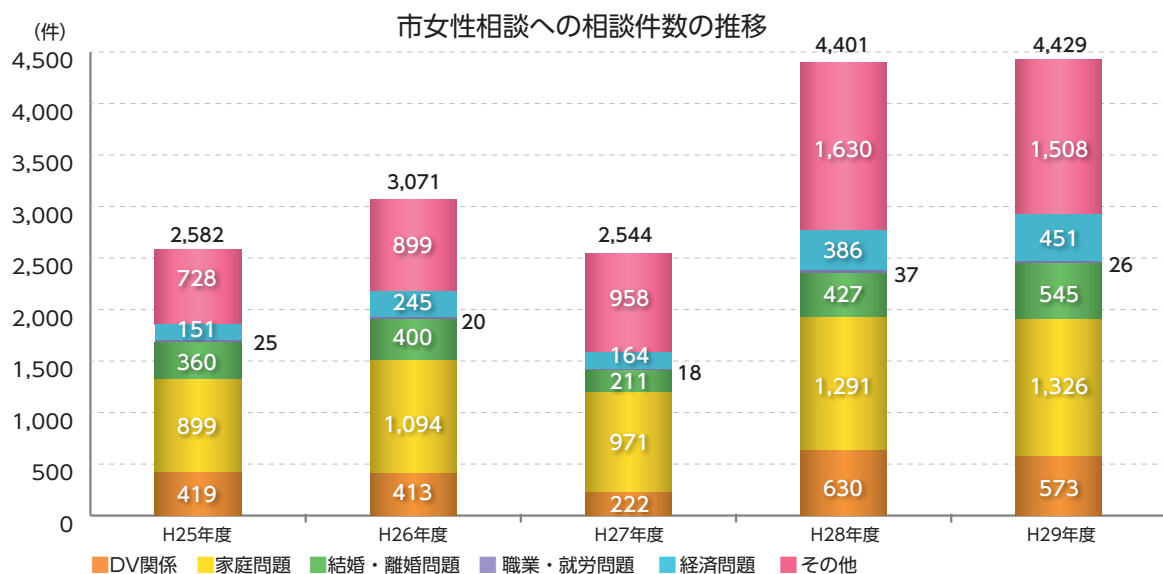
▶ 施策の方針

男女共同参画社会⁸の実現に向け、家庭や学校など、幼少期からの教育を通し、あらゆる分野・場面において性別に捉われず、それぞれの個性・能力に応じた役割を平等に担うとともに、その能力を十分に発揮し、誰もが自分らしく生き、活躍できる環境づくりを進めるため、啓発活動や人材育成活動を推進します。

また、DV²¹事案を始め、複雑・多様化している相談に適切に対応するため、関係機関と連携し、ニーズを踏まえた相談体制の充実に努め、相談者やその家族を含めた自立を支援します。

▶ 現状と課題

- 市では、男女共同参画推進センターを拠点に、性別による差別的取扱いの撤廃や固定的な考えに対する意識の変革に向けて取り組んできたほか、主に女性の抱える様々な問題に対応するため、女性相談員による相談体制を構築し、ケースに応じた適切な対応に努めてきました。
- しかしながら、依然として男女の平等感²²は男性の方が女性よりも優遇されているという割合が高いことが調査から判明しており、性別による役割分担意識が根強く残っています。
- また、近年、女性相談の事案が複雑・多様化し、全国的にもストーカー殺人など凶悪犯罪が発生しており、本市においてもDV事案で被害者が生命の危機を訴える事案が恒常的に生じています。
- このことから、男女が互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野において性別に関係なく、誰もが自分らしく生き、活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりとDV等の暴力を許さない社会づくりを推進する必要があります。



出典：上越市共生まちづくり課 男女共同参画推進センター



▲男女共同参画推進センター



▲男女共同参画推進センター講座
(自分磨き応援講座)



▲男女共同参画推進センター情報紙
(ウィズじょうえつからのおたより)

▶ 施策の柱

1 男女共同参画・女性活躍の促進

- ・男女共同参画社会⁸の実現を図るため、関係団体・機関等と連携し、ワーク・ライフ・バランス²²の浸透や、根深く残る性別による役割分担意識の解消など、あらゆる世代に向けた啓発活動を行います。
- ・職場や地域など様々な分野・場面において女性が活躍できるよう、意識啓発や情報提供、人材育成など、活躍しやすい環境づくりに取り組みます。

2 相談体制の充実

- ・主に女性の抱える問題や、DV²¹・児童虐待等の様々な要因が複雑に絡み合う問題に対応するため、関係機関との連携を強化し、ケースに応じた適切な助言・サポートに取り組むとともに、女性相談窓口の認知度向上に取り組めます。

▶ 目標

項目	現状値 (時点)	目標 (H34)
男女の地位の平等感 (上越市男女共同参画に関する市民意識調査)	23.4% (H29)	40.0%
男女共同参画社会の認知度 (上越市男女共同参画に関する市民意識調査)	46.1% (H29)	60.0%
管理職に女性を登用している民間企業の割合 (男女共同参画に関する市内事業所アンケート)	46.8% (H29)	46.8%
市の審議会等の女性登用率	28.9% (H29)	50.0%
配偶者から暴力を受けたことがある女性の割合 (上越市男女共同参画に関する市民意識調査)	31.2% (H29)	30.4%以下

第2章 市民が主役のまちづくりの基本施策

1-3 ユニバーサルデザインの推進

▶ 施策の方針

「人にやさしいまちづくり条例²³」に基づき、意識上の障壁を含めたあらゆる障壁のない誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちの実現に向け、市民や事業者等へユニバーサルデザイン⁹の考え方の普及啓発を行います。

また、公共施設や公共空間のユニバーサルデザイン化に取り組むとともに、市を窓口として民間事業者等への働き掛けを行い、施設整備におけるユニバーサルデザイン化を推進します。

▶ 現状と課題

- 市では、「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、誰もが共に支え合い助け合いながら、意識上の障壁を含めたあらゆる障壁のないまちの実現に向け、総合的に施策の展開を図ってきました。
- また、市職員や教員向けのユニバーサルデザイン研修や学校等への出前講座の開催、普及啓発冊子の配布などを通して、ユニバーサルデザインを学ぶ機会を提供してきました。
- さらに、公共施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、民間事業者等へも「新潟県福祉のまちづくり条例²⁴」の整備基準に適合した施設整備を促進してきました。
- しかしながら、市民等によるユニバーサルデザインの理解と取組が十分に進んでいるとは言えません。
- このことから、あらゆる障壁のない、誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちの実現に向け、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を推進するとともに、官民双方から施設整備におけるユニバーサルデザイン化を推進していく必要があります。

市施設の「公共建築物ユニバーサルデザイン指針²⁵」適合率の推移

区分	H22年度	H25年度	H28年度	H29年度
全体共通	47.8%	50.1%	53.7%	54.6%
移動空間	57.1%	61.6%	67.9%	68.7%
個別空間	61.3%	65.7%	68.1%	69.3%
情報・案内	46.4%	50.8%	51.5%	52.0%
避難	60.7%	66.2%	77.6%	78.0%
雪対策	57.4%	58.3%	58.9%	59.8%
全体適合率	55.9%	59.7%	63.9%	64.8%
調査施設数	715施設	688施設	606施設	590施設



▲啓発冊子
「もっと知ろう ユニバーサルデザイン」

出典：上越市共生まちづくり課



▲心のユニバーサルデザイン。



▲上越妙高駅西口の多目的トイレと案内表示



▲利用ニーズに合わせて選択できる直江津駅自由通路

▶ 施策の柱

1 ユニバーサルデザインの普及啓発

- ・誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちを実現するため、社会におけるあらゆる障壁の解消に向け、市民や事業者等へ「心のユニバーサルデザイン」を含むユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発活動を行います。
- ・東京オリンピック・パラリンピックや外国人観光客の増加による交流拡大の機会を捉え、市民や事業者等によるユニバーサルデザインの主体的な取組を一層推進します。

2 公共施設におけるユニバーサルデザインの推進

- ・誰もが安全に安心して快適に利用できる公共施設を整備するため、「公共建築物ユニバーサルデザイン指針²⁵」に適合した施設整備を推進します。
- ・公共施設整備における建築技術の向上や関係法令の改正、利用者のニーズを踏まえ、指針の見直しを検討します。

▶ 目標

項目	現状値 (時点)	目標 (H34)
ユニバーサルデザインの認知度	52.8% (H30) (市政モニターアンケート)	60.0%
市施設の「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」の適合率	64.8% (H29)	67.3%

第2章 市民が主役のまちづくりの基本施策

2-1 まちづくりの人材育成・確保

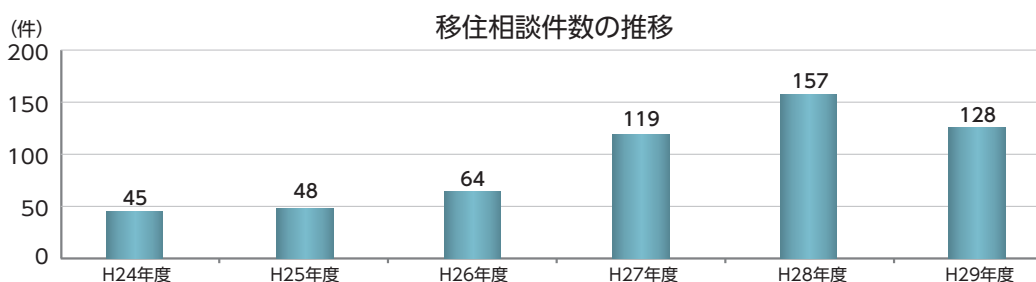
▶ 施策の方針

地域コミュニティ、福祉、産業等のまちづくりのあらゆる分野において、その発展と課題解決を担う人材が継続的に確保されるよう、市民一人ひとりの個性や能力が磨かれ、活躍につながる環境づくりに取り組むとともに、各分野において求められる人材・担い手の創出・育成を図ります。

また、地域に新たな活力を生み出す人材の定着と当市への還流を図るため、若者の地域への愛着と定住意識を高めるとともに、当市の魅力発信や移住体験の機会づくり、移住相談などにより移住を促進します。

▶ 現状と課題

- 市では、市民が主役となり、地域の課題解決や魅力・活力の向上が図られるよう、地域自治区⁶制度の推進や、地域コミュニティ活動・市民活動への支援、それらの制度・活動を担う人材の育成に取り組んでおり、市民や市民活動団体²⁶によるまちづくりの様々な取組が広がりを見せています。
- 一方で、少子化・高齢化の進行や、個人のライフスタイル・価値観の多様化などを背景として、仕事や地域活動を始め、あらゆる分野において担い手の不足が顕在化しています。
- とりわけ、防災分野では自主防災活動⁴の担い手や消防団員が、健康福祉分野では医師や看護職・介護職が、産業分野では中小企業の後継者や製造業従事者、職人といわれる人々、農林水産業の従事者が、教育分野では文化・芸術活動やスポーツ活動の担い手などが高齢化等により減少し、今後の市民生活や地域産業の維持・発展に影響が生じかねない状況となっています。
- 今後、まちづくりを支える人材の継続的な確保が求められる中、全国的な都市部からの移住意識の高まりとともに、当市の移住相談の総合窓口「上越市ふるさと暮らし支援センター」への相談や移住希望者の現地案内を通じて移住し、地域の活性化や農業などに挑戦して活躍する人が生まれています。
- このことから、地域の暮らしや産業のほか、まちづくりの様々な分野において課題解決や活力向上に取り組む人材・担い手の創出と育成を目指し、市民の主体的な取組を支援するとともに、若者や高齢者、障害のある人、外国人を含む市民一人ひとりの能力が、性別にとらわれずに地域・家庭・職場の中でいかされ、活躍できる環境づくりを推進する必要があります。
- また、若者の定住促進とともに、当市に魅力を感じて移住を決意し、地域に根付き力になる人材を多く呼び込むため、地域や受入団体と連携し、移住相談会での情報発信や、移住体験等による交流促進、就職・就農・転職・起業・住まいの情報提供等の移住相談の取組を一層推進する必要があります。



出典：上越市自治・地域振興課



▲地域おこし協力隊の活動（特産品の販売）



▲上越市ふるさと暮らしセミナー（東京・有楽町）

▶ 施策の柱

1 人材の育成

- ・まちづくりの様々な分野において意欲を持って活動する人材・担い手を継続的に確保するため、先進的な取組を行っている人や団体、関係機関等と連携し、各取組の成果・魅力を発信するとともに、関心や意欲を持つ人への相談や学習機会の提供等により能力・技術の向上を支援するほか、取り組む人同士のネットワークづくりなどを進めます。
- ・各政策分野の施策との連携を図りながら、若者や高齢者、障害のある人、外国人を含む市民一人ひとりの能力が、性別にとらわれずに地域・家庭・職場の中でいかされ、活躍できる環境づくりを推進します。
- ・地域住民や関係者とともに課題解決等に取り組む人材を地域おこし協力隊員として採用するなど、地域に根付き、力になってくれる人材を誘致・育成します。

2 若者等の定住・UIJ ターンの促進

- ・若者の定住を促進するため、地域の暮らしや産業の魅力を実感し、愛着と誇りを持てるよう、若者の視点や意見をいかしたまちづくりを推進します。
- ・公共交通機関を利用して市外の大学等に通学する学生に対し通学費を奨学金として貸し付けます。
- ・移住希望者の相談、現地案内、支援策の紹介等をワンストップで担う「上越市ふるさと暮らし支援センター」において、市の魅力発信や、移住希望者のニーズに応じた支援情報の提供等の働き掛けを行います。
- ・移住希望者から地域を知ってもらう移住体験や、市内で働きながら暮らしを体験してもらう機会を支援する取組などにより、関係人口や交流人口の増加を図り、UIJ ターン¹⁴を促進します。

▶ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）
今後も上越市に住み続けたいと感じる市民（30代以下）の割合 （上越市市民の声アンケート）	62.8%（H30）	65.0%
移住希望者からの相談対応件数	128件／年（H29）	134件／年
市の移住関係制度等を利用した移住者数	33組・57人 （H28-29平均）	43組・62人

第2章 市民が主役のまちづくりの基本施策

2-2 市民活動の促進

▶ 施策の方針

まちづくりの主役である市民の市政への参画や、適切な担い手の協働²⁷による効果的な公共的課題の解決を促進するための環境を整えます。

市民の主体的な取組を広げるため、市民活動への関心を高める意識啓発や情報提供、ボランティア等の支援に取り組むとともに、新たな市民活動の担い手となる人材の育成に努めます。

分野横断的に地域や人の支え合い体制の構築に取り組み、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

▶ 現状と課題

- 市では、自治基本条例⁷の制定により、まちづくりの主役である市民の市政への参画や多様な担い手の連携・協働など、自治の基本的な理念や原則を明らかにするとともに、市政運営の中で必要な制度を構築し、活用してきました。
- また、市では市民活動の促進に向けて、NPO・ボランティアセンターを拠点として、ボランティアに関するニーズ情報の収集と提供、コーディネートを行うほか、活動の場となる市民活動室の提供や活動に役立つ情報の発信を行うなど、様々な支援に取り組んできました。
- さらに、市内外の大学の専門知識や学生の活力・アイデアをいかしたまちづくりの推進にも取り組んできました。
- こうした取組の成果により、市民の主体的な取組が広がる一方で、現に活動している団体等において新規会員の減少や役員の高齢化などの問題が顕在化しており、従来行われてきた活動が衰退することが懸念されています。
- また、中山間地域等において、暮らしの支え合い体制の脆弱化が深刻な課題になっています。
- このことから、多様な市民活動を更に促進するため、市民への効果的な情報発信による意識啓発や各種イベントの周知に努めるほか、活動の担い手となる人材の育成や活動を持続・発展させることのできる組織力の強化を支援するとともに、地域の支え合い体制を維持・構築していく必要があります。

NPO法人の認証数（活動分野別）

活動分野	認証数	活動分野	認証数
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	41	国際協力の活動	9
社会教育の推進を図る活動	38	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	10
まちづくりの推進を図る活動	41	子どもの健全育成を図る活動	42
観光の振興を図る活動	4	情報化社会の発展を図る活動	7
農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	3	科学技術の振興を図る活動	1
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	37	経済活動の活性化を図る活動	11
環境の保全を図る活動	27	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	13
災害救援活動	6	消費者の保護を図る活動	2
地域安全活動	11	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動の援助の活動	35
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	7	以上の活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	0
		団体数	76

※この表は、法人の定款に記載された特定非営利活動の分野で区分しており、複数の活動分野を掲げる場合はそれぞれの活動分野に計上しているため、団体数と異なります。
出典：新潟県特定非営利活動法人一覧表（平成30年9月1日現在）



▲NPO・ボランティアセンター



▲市長と高校生のキャッチボールトーク
(上越高等学校)



▲中山間地域支援隊²⁸による支援活動
(名立区・不動の稲刈りと収穫祭の運営補助)

▶ 施策の柱

1 多様な市民活動への支援

- ・ 様々な分野における公共的課題の解決や、まちづくり活動を市民の自主性とノウハウに基づいて推進していくため、市民活動の促進につながる取組を行います。
- ・ 市民活動を活発化するため、NPO・ボランティアセンターを拠点とし、市民活動やボランティアに関する情報の収集・発信・コーディネートを行うほか、団体の活動が安定的・継続的に行われるよう、活動の場となる市民活動室の提供や相談対応により支援します。

2 市民参画と協働の推進

- ・ 市民参画と協働²⁷の推進に向け、市政やまちづくり、協働に関する情報提供や、市民が参画しやすい環境づくりを進めます。
- ・ 若者や女性等の市政やまちづくりへの参画に向けて、速達性・拡散性のあるSNS²⁹等を活用した訴求力のある情報提供や、参加しやすいテーマによるワークショップの開催等に取り組みます。
- ・ 大学が有する専門的な知見と学生の活力を地域の課題解決と活性化につなげるため、市内外の大学と地域との連携に取り組みます。

3 支え合い体制構築の推進

- ・ 市民の暮らしの支え合い体制を維持・構築するため、地域の実態を踏まえ、住民や関係団体等との話し合いを通じた支援や体制づくりなどのコーディネートを行います。
- ・ 人口減少や高齢化の影響が深刻な中山間地域等において、支え合い体制の維持・構築に向け、地域の実情に合った支援を行います。特に、中山間地域において、企業や団体等の地域貢献活動を通じて、支え合い体制の構築に向けた支援を行います。

▶ 目標

項目	現状値 (時点)	目標 (H34)
地域活動や市民活動に参加している市民の割合 (上越市市民の声アンケート)	41.5% (H30)	50.0%
NPO・ボランティアセンターの市民活動団体 ²⁶ の登録団体数 (累計)	248団体 (H29)	254団体
公民館が行う講座を受講したことにより、地域づくりに関する行動等につながった受講者の割合 (講座の受講者アンケート)	—	50.0%
大学と地域の連携による課題解決・まちづくりの新たな取組件数	0件 (H29)	10件 (H31-34累計)

第2章 市民が主役のまちづくりの基本施策

2-3 地域自治の推進

▶ 施策の方針

地域自治区⁶制度について、市民の理解を深め、持続可能な体制づくりを進めるとともに、必要な場面で、市民が自ら活用していく意識の醸成を図っていきます。

また、地域コミュニティ活動を支援することにより、地域内での主体的なまちづくりや課題解決を行う力の維持・向上を目指します。

▶ 現状と課題

- 市では、自治基本条例⁷の制定や市内全域への地域自治区制度の導入により、地域自治の仕組みを確立し、運用に努めてきました。
- 地域活動支援事業³を地域の実情に応じて実施し、身近な地域において市民が主体的に取り組む活動等を支援し、地域課題の解決や地域の活力向上につなげるとともに、コミュニティプラザ³⁰の整備・運営により、地域活動・市民活動の場づくりに取り組んできました。
- また、町内会集会施設の整備支援などによる活動の場づくりや、地域コミュニティ活動の普及啓発等に取り組んできた一方で、高齢化の進行や、個人の価値観やライフスタイルの変化に伴い、地域行事やまちおこし、消防団活動など、まちづくりのあらゆる場面で担い手が不足し、従来行われてきた地域コミュニティ活動が衰退することが懸念されます。
- このことから、今後も地域協議会³¹などの制度や仕組みについて、市民の理解を促進していくとともに、これらの仕組みの活用を通じ、地域コミュニティの活動を支援していく必要があります。

地域活動支援事業の採択状況

(単位：件)

提案内容の内訳	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
健康・福祉の向上	28	22	36	24
文化・スポーツ振興	88	102	84	77
まちづくりの推進	66	98	83	88
環境保全・景観形成	34	27	26	37
地域の安全・安心	44	41	40	37
子どもの健全育成	24	26	29	70
観光振興	15	16	19	14
地域活動の拠点整備	8	10	11	10
その他	3	2	3	2
合計	310	344	331	359

出典：上越市自治・地域振興課



▲地域活動支援事業³³の活用
(大島区・「ほたるのこどり」未来への継承事業)



▲地域づくりアドバイザー³²の派遣によるワークショップ
(名立区)

▶ 施策の柱

1 地域自治区制度の推進

- ・市民と行政が協力し、身近な地域の課題をより良い形で解決するため、地域協議会³¹の制度や活動内容を市民に広く発信し、理解と関心を高め、地域自治区⁶制度を活用した取組を一層促進します。
- ・地域協議会が、地域と行政の「協働²⁷の要」として機能し、身近な地域の課題解決に一層力を発揮できるよう、地域協議会が行う地域課題の抽出や解決策の検討、各地域で活動する様々な団体等との意見交換等を支援します。

2 地域コミュニティ活動の促進

- ・地域の課題解決や活力の向上に向けて、市民による自発的・主体的な活動が推進されるよう、活動環境の整備や活動事例の紹介を行います。
- ・地域コミュニティ活動を促進するため、地域の課題解決や活性化に取り組む町内会等へ地域づくりアドバイザーを派遣するなど地域の主体的な活動を支援します。
- ・地域活動の拠点を整備するため、地域コミュニティの拠点となる集会施設等の整備を支援します。

▶ 目標

項目	現状値 (時点)	目標 (H34)
自主的審議事項 ³³ のテーマを定めて取り組んでいる地域協議会の数	25区 (H29)	28区
地域協議会について知っている市民の割合 (上越市市民の声アンケート)	48.4% (H30)	51.0%
地域活動や市民活動に参加している市民の割合 (上越市市民の声アンケート) 【再掲】	41.5% (H30)	50.0%
集落や町内会などの地域コミュニティ活動が盛んであると感じている市民の割合 (上越市市民の声アンケート)	55.8% (H30)	66.0%
公民館が行う講座を受講したことにより、地域づくりに関する行動等につながった受講者の割合(講座の受講者アンケート) 【再掲】	—	50.0%

第3章 七つの政策分野の基本施策

1 防災・防犯分野

1 - 1 - 1 大規模災害への対応力の強化

▶ 施策の方針

全国で発生した大規模災害の教訓や過去の災害経験等を踏まえ、様々な状況を想定した上で、関係機関と連携を図り、実効性のある防災対策や防災体制の構築に取り組み、大規模災害への対応力を強化します。

▶ 現状と課題

- 市では、これまで災害等から市民の生命・身体、財産を守るため、地域防災計画³⁴に基づき、災害の予防等に必要な対策や、災害時の初動マニュアルの作成などを進めたほか、危機管理に関する職員研修・訓練を継続実施し、職員の災害対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携体制の強化に努めてきました。
- 市内では、中越沖地震や長野県北部地震、新潟・福島豪雨災害、豪雪災害、板倉区国川地内地震すべり災害、爆弾低気圧による暴風災害など、毎年のように深刻な被害を及ぼす自然災害が発生しており、こうした災害の経験をいかした災害への対応力の強化が求められています。
- また、近年、東日本大震災を始め、熊本地震や西日本豪雨等の大規模災害が発生しており、原子力災害への対策や、津波、洪水等の大規模災害への対応が課題となっています。
- このことから、全国で発生した大規模災害の教訓や、過去の災害経験等を踏まえ、地域防災計画の着実な推進により危機管理能力の向上を図り、災害対応力を高めていく必要があります。

近年の主な自然災害等の発生状況

災害区分	発生日月	災害の状況
風水害	平成23年7月30日	◆新潟・福島豪雨 7月29日付で災害救助法が適用 柿崎区大出口川沿線域、保倉川沿線域に避難勧告を発令 <被害> 住家被害： 床上浸水4棟、床下浸水62棟、一部損壊2棟 非住家被害： 全壊(流失)1棟、浸水被害123棟 農業被害： 流失7.20ha、埋没10.00ha、冠水155.00ha、浸水1,780.00ha 道路被害： 120箇所、林業被害：39箇所、河川被害：10箇所、土砂崩れ：1箇所
土砂災害	平成24年3月7日	◆板倉区国川地内地震すべり 3月10日付で災害救助法適用 21世帯83人に避難勧告、5世帯20人に避難準備情報が発令 <被害> 住家被害： 全壊4棟 非住家被害： 全壊7棟 その他被害： 市道、農道、林道や上下水道等が被災
雪害	平成18年12月～2月	◆平成18年豪雪 1月8日付で災害救助法が適用 <被害> 人的被害： 死者4人、重傷者16人、軽傷者14人 住家被害： 全壊1棟、一部損壊4棟 非住家被害： 全壊24棟、半壊3棟、一部損壊7棟
地震	平成19年7月16日	◆中越沖地震 最大震度6弱(柿崎区ほか) <被害> 人的被害： 重傷者22人、軽傷者136人 住家被害： 全壊14棟、大規模半壊1棟、半壊62棟、一部損壊2,709棟 非住家被害： 1,827棟
	平成23年3月12日	◆長野県北部地震 最大震度5強(三和区) <被害> 人的被害： 重傷者1人、軽傷者3人 住家被害： 全壊2棟、大規模半壊2棟、半壊16棟、一部損壊201棟 非住家被害： 全壊11棟、大規模半壊2棟、半壊2棟、一部損壊51棟

出典：上越市危機管理課



▲総合防災訓練



▲スクリーニング体験（放射性物質の付着検査）



▲ハザードマップ¹

▶ 施策の柱

1 危機管理能力の向上

- ・危機管理能力の向上を図るため、職員の職階に応じた実践的な研修・訓練を実施し、災害対応の実効性を高めます。
- ・災害時の職員行動マニュアルや災害対応マニュアル、災害時情報連絡（テレビ会議）システム³⁵、職員連絡メールを活用し、災害発生時に迅速な対応を図ります。
- ・地域防災計画³⁴に基づき、各種災害の予防から応急対策、復旧・復興までを想定した体制を確保するとともに、従来想定されていなかった新たな災害の危険性を認識し、対応策の調査研究を進めます。

2 自然災害への対応力の強化

- ・地震、津波、風水害、土砂災害、雪害など自然災害による被害の未然防止・軽減を図るため、各種ハザードマップを更新し、防災意識の啓発や自主防災組織⁴等による避難訓練での活用を図るなど、市民の自主的で迅速な避難行動を促進します。
- ・自然災害の発生時において、遅滞なく避難所を開設し、円滑に運営するため、周辺町内会や施設管理者と連携した開設・運営体制の強化や、備蓄品の計画的な更新に取り組みます。
- ・災害時において特に配慮を必要とする高齢者や障害のある人について、個別避難計画³⁶に基づき、福祉避難所³⁷への確実な避難を図り、安全・安心を確保します。

3 原子力災害への対応力の強化

- ・放射線による健康被害から市民を守るため、国や県、関係市町村と連携し、実効性のある広域的な避難体制の整備を進めます。
- ・原子力災害の発生時に市民一人ひとりが的確な防護措置を取れるよう、放射線の基礎知識や屋内退避の必要性、避難行動における注意点などについての周知を進めます。

▶ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）
自主防災組織が水害等を想定して実施する防災訓練のうち、ハザードマップを活用した割合	—	100%
避難行動要支援者の個別避難計画作成率（町内会単位）	87.8%（H29）	100%
原子力防災における広域的な避難体制の整備	県の避難計画が未策定であり、広域的な避難体制が不十分である。	国や県、関係市町村と連携した広域的な避難体制の整備が図られている状態

第3章 七つの政策分野の基本施策

1 防災・防犯分野

1 - 1 - 2 災害に強い都市構造の構築

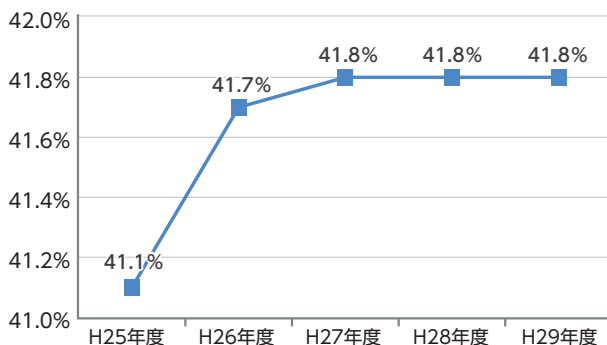
▶ 施策の方針

過去の災害経験等をいかし、地震・水害・地すべり災害等の大規模災害の発生に備え、公共施設の耐震化や雨水幹線の整備、河川改修など都市基盤の整備を計画的に進めるとともに、居住環境の防災力を高め、市民の生命・身体、財産を災害から守るための施策を展開することにより、災害に強い都市構造の構築を推進します。

▶ 現状と課題

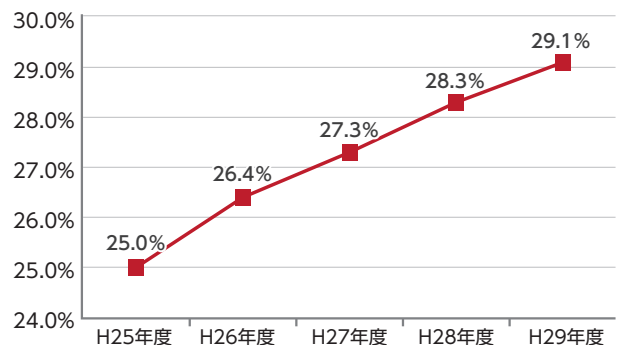
- 市では、地震対策として、既存インフラ¹⁵の耐震化や耐震基準に基づく更新等を計画的に進めており、公共建築物については、旧耐震基準の建築物の耐震化や老朽化に伴う建替え・除却、長寿命化に取り組んできましたが、依然として耐震性が低い施設が存在しています。
- また、木造住宅については、耐震化への支援により一定の進展は見られたものの、旧耐震基準の住宅に居住される人の高齢化等により、改修への投資意欲や地震に対する防災意識が高まらず、耐震化工事が十分に進んでいない状態です。
- さらに、人口減少や世帯構成の変化により空き家が増加し、老朽化による被害の発生が懸念されます。
- 治山治水対策としては、荒廃山地や森林の保安、地すべり防止区域において、地すべり巡視員による土砂災害の兆候の早期発見に努めるなど、地域特性を勘案しながら治山対策に取り組んでいます。治水対策については、近年の局地的な異常降雨により、市内各所において、河川の増水や宅地の浸水などの被害が発生していることから、市民から被害の解消・軽減に向けた要望が年々強まっています。
- このことから、過去の災害経験を踏まえ、引き続き、建物の耐震化や長寿命化、水道管の耐震化、老朽化した空き家の対策などに取り組むとともに、河川の適切な維持管理による保全や計画的な雨水幹線等の整備など災害に強い都市構造の構築に取り組んでいく必要があります。

下水道（雨水幹線）の整備率



出典：上越市下水道建設課（各年度末現在）

水道管の耐震化率



出典：上越市ガス水道局（各年度末現在）
※旧基準により算出



▲改修された河川（準用河川前川）



▲木造住宅耐震化促進パンフレット

▶ 施策の柱

1 地震に強い都市構造の構築

- ・地震発生に伴う被害の軽減を図るため、主要な橋梁や下水道処理施設の耐震化、水道の基幹管路³⁸の耐震化、ガス管の更新などを着実に進めます。

2 治山治水対策の推進

- ・浸水被害の防止・軽減を図るため、河川管理者や地元町内会と連携しながら河川施設や排水路等の維持管理に努めます。また、雨水管理総合計画に基づき、効率的かつ総合的な浸水対策を実施します。
- ・保倉川放水路と儀明川ダム の早期建設に向け、国・県への要望と連携を強化します。
- ・県と連携を図り、土砂災害に関する啓発活動や危険区域の巡視活動に取り組みます。

3 災害に強い居住環境の構築

- ・地震による住宅の被害を軽減するため、木造住宅の耐震診断の実施や耐震化に向けた市民等の防災意識の啓発に取り組みます。
- ・空き家の老朽化等による被害発生を防止するため、危険な空き家を町内会等と連携して把握するとともに、所有者への適切な維持管理と除却に向けた助言・指導等を行います。また、空き家が危険な状態にならないよう、利活用の促進を図ります。

▶ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）
下水道（雨水幹線）の整備率	41.8%（H29）	45.3%
水道管の耐震化率 ※変更後の耐震管基準	33.7%（H29）	39.0%
木造住宅の耐震診断数（市補助分、累計）	436件（H30.10）	620件

第3章 七つの政策分野の基本施策

1 防災・防犯分野

1 - 2 - 1 消防体制の整備

▶ 施策の方針

常備消防¹⁰と消防団の連携を一層促進し、消防体制を強化することで、大規模火災や特殊災害³⁹における被害の防止・軽減を図ります。

また、消防団の適正配置を進め、地域の消防力を確保します。

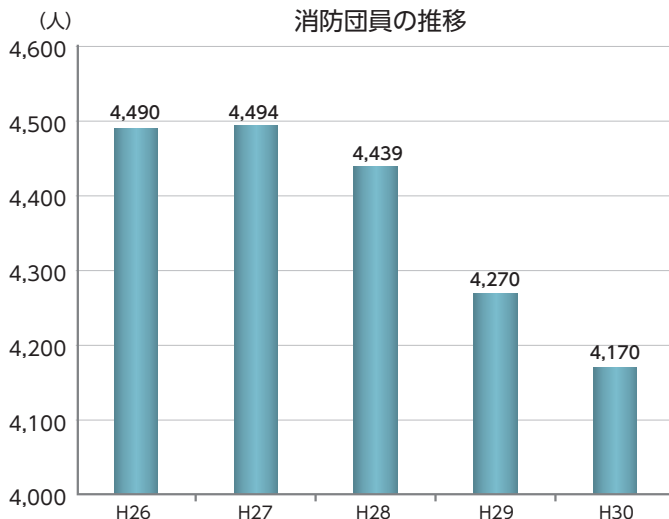
▶ 現状と課題

- 市では、妙高市と共に上越地域消防事務組合を組織し、必要な消防職員の配置と技術の向上に努めるとともに、消防資機材の整備を進め、常備消防力の強化を図ってきました。
- 非常備消防では、消防団員の技術の向上と士気高揚を図るための訓練や、消防団活動を円滑に行うための消防資機材等を更新・整備し、災害時に迅速に対応できる環境整備を行ってきました。
- 一方、消防団員の減少と高齢化が進んでいる中、今後も地域の消防力を維持していくためには、団員の確保と消防団の再編が課題となっています。
- また、糸魚川市大規模火災を教訓に、市街地や家屋連担地域における大規模火災への対応など、多様な災害の発生や災害リスクの変化により、大規模災害や特殊災害への対応の強化が求められています。
- このことから、常備消防と消防団による消火活動の連携を強化するとともに、消防団の人員と消防資機材の適正配置を進める必要があります。

消防団員の地区ごとの平均年齢

地区	平均年齢(歳)
合併前上越	38.2
安塚	47.1
浦川原	38.4
大島	46.2
牧	41.1
柿崎	36.6
大潟	35.7
頸城	38.3
吉川	38.6
中郷	38.7
板倉	35.8
清里	35.5
三和	33.9
名立	42.6
その他※	44.0
合計	38.6

出典：上越市危機管理課（平成30年4月2日現在）
※消防団本部、女性消防団、市役所消防隊



出典：上越市危機管理課（各年4月2日現在）



▲消防出初式（市中パレード）



▲消防団活動（放水訓練）



▲（仮称）消防本部・上越北消防署庁舎のイメージ図

▶ 施策の柱

1 常備消防体制の整備

- ・市街地や家屋連担地域における火災被害を防止・軽減するため、消火活動に必要な水利を確保するとともに、火災防御の技術の向上を図ります。
- ・災害の多様化や大規模化、市民ニーズの変化に的確に対応できる消防施設と資機材を確保するため、（仮称）消防本部・上越北消防署の整備を進めます。
- ・地域の消防力を充実・強化するため、常備消防¹⁰と消防団、自主防災組織⁴との連携を推進します。

2 消防団活動の推進

- ・将来を見据えた地域の消防力を確保するため、消防団の再編や消防資機材の適正配置を進めます。
- ・消防団員を確保し、消防団の円滑な活動を促進するため、団員の負担軽減等の処遇改善を図るとともに、消防団員の技術向上と士気を高める各種訓練を実施します。

▶ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）
大規模火災や特殊災害 ³⁹ への対応	常備消防と消防団との連携・役割分担の見直し(案)を策定(H30)	常備消防と消防団との連携・役割分担が確立されている状態
消防団の適正配置	人員と消防資機材の適正配置の方向性(案)を策定	人員と消防資機材の適正配置が進んでいる状態

第3章 七つの政策分野の基本施策

1 防災・防犯分野

1 - 2 - 2 地域防災力の維持・向上

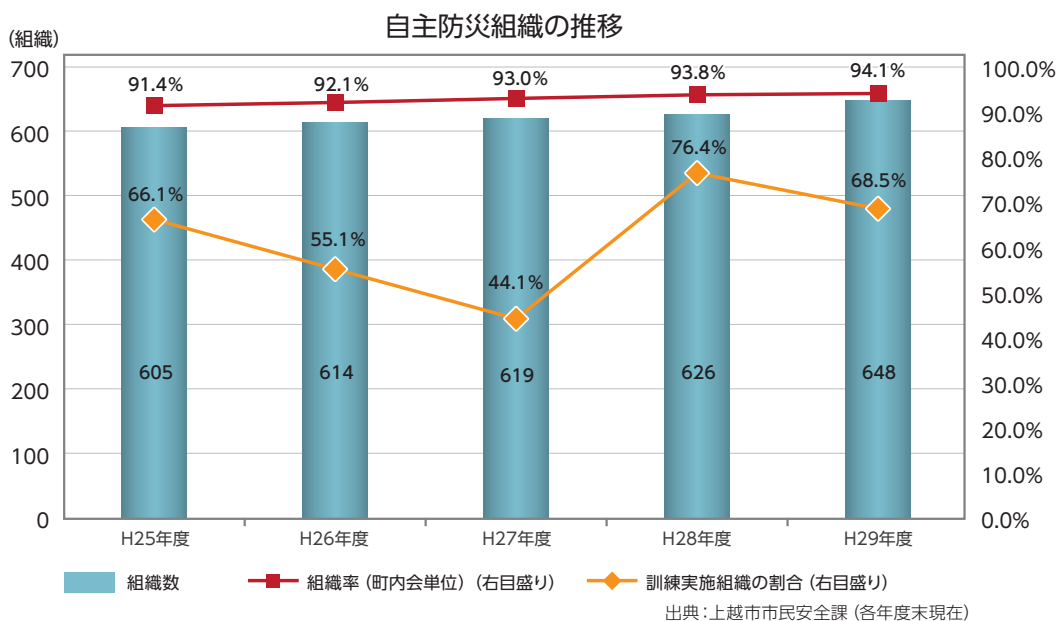
▶ 施策の方針

市民一人ひとりの防災意識を高めつつ、共助¹¹の力をいかした防災対策の中核となる自主防災組織⁴の活動を推進するとともに、自主防災活動の中心を担う防災リーダー等の人材育成や組織の機能強化に取り組み、地域防災力の維持・向上を図ります。

また、自主防災活動が困難となっている地域の防災力の確保に努めます。

▶ 現状と課題

- 市では、これまで市民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の結成促進や、訓練マニュアルの配布等による防災訓練の実施支援、防災資機材の整備等への支援、防災士の養成などを通じて、共助の取組の促進を図ってきました。
- こうした中、中山間地域の一部集落等では、人口減少や高齢化の進行等により自主防災組織の維持あるいは結成自体が困難となる地域も見られ、災害対応力の弱体化が危惧されます。
- このことから、自助¹¹・共助の力をいかした防災対策の中核となる自主防災組織の活動を更に支援するとともに、活動が困難となっている地域の防災力を確保する必要があります。
- また、近年、全国で発生した自然災害では、自治体が出す避難情報の意味を住民が正しく理解していないケースや、“自分は被害に遭わないだろう”との思い込みにより、避難が遅れるケースがあったことから、市民一人ひとりが防災に関し正しい知識を持ち、適切な避難行動が取れるよう防災意識の向上を図る必要があります。





▲ハザードマップ¹を活用した町内会の危険箇所の確認



▲自主防災活動⁴（炊き出し訓練）

▶ 施策の柱

1 市民一人ひとりの防災意識の向上

- ・自分の住む地域の災害リスクへの理解が深まるよう、ハザードマップ等を活用し、想定される災害の種類や被害の及ぶ範囲などに関する情報について周知・啓発を図ります。
- ・近年頻発する大地震や集中豪雨等の自然災害から身を守るため、市民一人ひとりが減災に取り組むとともに、危険が差し迫った時に適切な避難行動が取れるよう、防災に関する知識と意識を高めます。

2 自主防災活動の推進

- ・共助¹¹による地域防災力の維持・向上を図るため、防災士会等と連携し、自主防災活動を支援するとともに、災害に関する適切な知識と技能を有する人材を育成します。
- ・高齢化の進行等により自主防災組織の維持や結成自体が困難な地域に対して、自らの命を守る方法の周知や住民同士で助け合える体制づくりなど、地域の実態を踏まえた取組を支援します。
- ・地域で想定される災害について、防災ガイドブックやハザードマップを活用して理解を深める取組を進めるほか、ハザードマップを活用した訓練の実施を推進するなど、適切な避難行動を促します。

▶ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）
安全メール ⁴⁰ の登録件数（累計）	11,088件（H30.10）	22,000件
自主防災組織の組織率（町内会単位）	94.1%（H29）	97.0%
毎年防災活動を行う自主防災組織の割合	68.5%（H29） ※訓練を行った組織の割合	100%

第3章 七つの政策分野の基本施策

1 防災・防犯分野

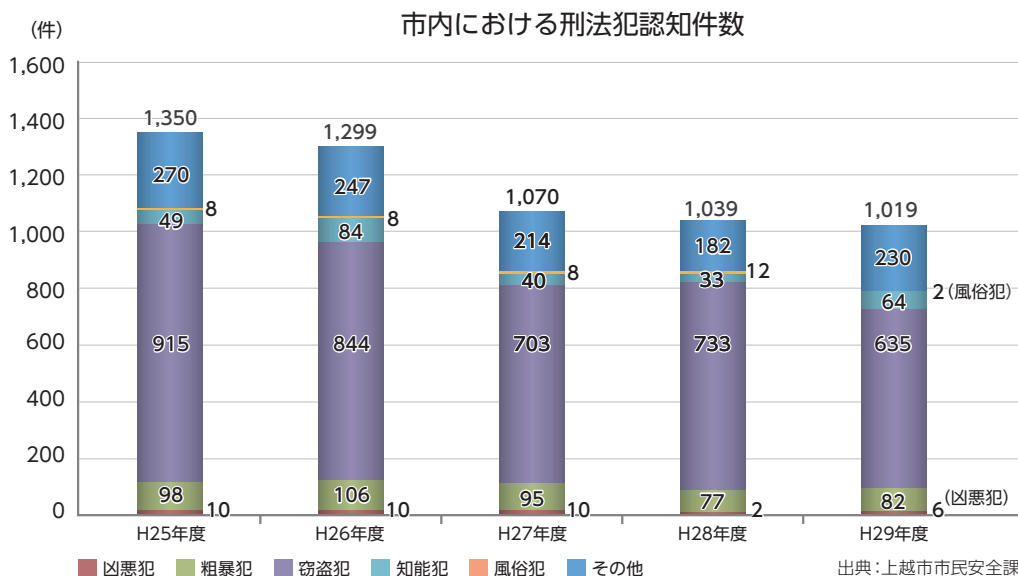
1-3-1 防犯対策の推進

▶ 施策の方針

犯罪のない安全で安心な地域社会を実現するため、市民一人ひとりの防犯意識の向上と、「地域の安全は自ら守る」という地域ぐるみの防犯活動を推進するほか、警察機関や防犯協会と連携し、「犯罪に遭わない」、「犯罪を起こさせない」環境づくりを進めることで、防犯体制を強化します。

▶ 現状と課題

- 市ではこれまで、地域ぐるみの防犯力向上のため、安全教室や出前講座等の防犯啓発活動を実施し、全国的に多発している振り込め詐欺に代表される特殊詐欺の被害防止や鍵かけの励行などに努めるとともに、暴力団の排除の推進に関する条例⁴¹に基づき、市民ぐるみで暴力団排除に取り組んできました。
- また、多様化・巧妙化する消費者トラブルに対応するため、関係機関との連携を強化し、相談体制の機能充実を図るとともに、情報提供や学習会などの開催を通じ、市民の自立的な消費行動を支援してきました。
- 一方で、依然として児童・生徒が被害対象となる不審者情報が多く寄せられているほか、特殊詐欺犯罪は劇場型勧誘⁴²等による手口の巧妙化や新たな手口により、被害が後を絶たない状況にあります。
- このことから、市民ぐるみ、地域ぐるみの防犯力の向上を一層図るとともに、警察を始めとする関係機関との連携を強化し、多様化・巧妙化する犯罪から市民を守る取組を進める必要があります。





▲消費生活出前講座



▲地域の見守り活動

▶ 施策の柱

1 多様化・巧妙化する犯罪への対応

- ・市民が犯罪から自らを守ることができる知識を習得し、多様化・巧妙化する犯罪に対応するため、警察や関係団体、地域と連携しながら、安全教育指導員⁴³や地域安全支援員⁴⁴等による教育・啓発活動を実施します。
- ・消費者トラブルによる被害を防止するため、関係機関と連携し、情報提供と出前講座を行うとともに、市民の相談に適切に対応します。
- ・特殊詐欺犯罪などへの対策を推進するため、老人クラブや高齢者団体への出前講座や、高齢者世帯の訪問などを行います。

2 地域防犯力の向上

- ・犯罪を未然に防止するため、上越市防犯週間に合わせた全市一斉防犯活動を推進します。
- ・地域の見守り活動が活発化するように、町内会や学校、上越市防犯協会、妙高地区防犯協会等と連携し、地域ぐるみの防犯活動に取り組みます。
- ・暴力団の排除の推進に関する条例⁴¹に基づき、引き続き市民とともに暴力団の排除を進めます。

▶ 目標

項目	現状値 (時点)	目標 (H34)
刑法犯認知件数	1,019件/年 (H29)	985件/年以下
消費生活出前講座の参加者数	178人/年 (H29)	580人/年
高齢者世帯への訪問により防犯に対する意識の啓発が図られた世帯数	2,488世帯/年 (H29)	2,500世帯/年かつ H31-34の合計で 10,000世帯
地域での防犯活動に参加したいと思う市民の割合	78.8% (H29) (市政モニターアンケート)	90.0%
犯罪への不安を感じない市民の割合	31.3% (H29) (市政モニターアンケート)	34.0%

第3章 七つの政策分野の基本施策

1 防災・防犯分野

1 - 3 - 2 交通安全対策の推進

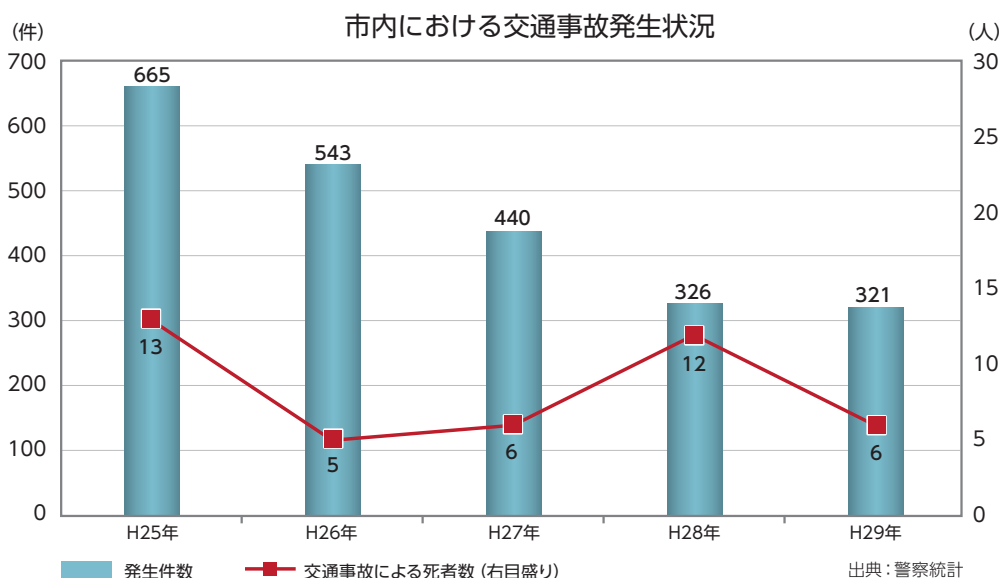
▶ 施策の方針

交通事故のない安全・安心なまちを実現するため、子どもから高齢者までを対象とした交通安全教育や啓発活動に取り組み、とりわけ、高齢者の加害・被害事故の防止に向けた交通安全教育を推進します。

また、カーブミラーや街灯を整備・維持管理することにより、交通安全対策の一層の推進に取り組みます。

▶ 現状と課題

- 市ではこれまで、交通ルールの遵守や運転者のマナー向上のため、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室や啓発活動を実施し、交通安全への意識の高揚を図ってきました。
- また、カーブミラーや街灯、標識等の整備・維持管理に取り組むことで交通安全の確保を図ってきました。
- これらの取組を進めてきたことにより、市内の交通事故全体の件数は減少傾向にあるものの、65歳以上の高齢者の人身事故の割合や交通死亡事故の割合は依然として高い水準で推移しています。
- このことから、市民へ交通ルールの遵守やマナーの向上を図るための啓発活動に取り組むとともに、依然高い割合にある高齢者の加害・被害事故の防止に取り組む必要があります。





▲春の全国交通安全運動



▲高齢者交通安全教室



▲小学生交通安全教室

▶ 施策の柱

1 交通安全意識の啓発

- ・市民が交通事故から自らを守り、安全に行動することができる能力・知識の向上を図るため、警察や関係団体、地域と連携し、各季の交通安全運動や広報・啓発活動、実践と体験で学ぶ交通安全教室を実施します。
- ・高齢者が関与する事故の抑止に向け、高齢者を対象とした教室や啓発活動、世帯訪問等を実施します。

2 交通安全活動の推進

- ・保育園、学校、老人クラブ、町内会等が交通安全活動を推進していけるよう、安全教育指導員⁴³や地域安全支援員⁴⁴を各団体が開催する交通安全教室等へ派遣します。
- ・安全な交通環境を確保し、交通事故を防止するため、各道路管理者や地元の町内会等と連携し、必要なカーブミラーや街灯等を整備するとともに、適切に管理します。

▶ 目標

項目	現状値 (時点)	目標 (H34)
高齢者世帯への訪問により交通安全に対する意識の啓発が図られた世帯数	2,488世帯/年 (H29)	2,500世帯/年かつ H31-34の合計で 10,000世帯
高齢者が起こす交通事故発生件数	67件/年 (H29)	62件/年以下
交通安全対策に満足している市民の割合 (上越市市民の声アンケート)	32.7% (H30)	40.5%

第3章 七つの政策分野の基本施策

2 環境分野

2-1-1 ごみ減量・リサイクルの推進

▶ 施策の方針

市民一人ひとりの環境とごみ減量に対する意識を高めることにより、家庭から排出されるごみの減量化と再資源化を推進するとともに、効率的なごみ収集と不法投棄等の不適正な処理の防止に取り組みます。

また、事業者に対する環境意識の啓発を図り、事業活動に伴う一般廃棄物の減量・適正処理と再資源化を促進します。

▶ 現状と課題

- 市では、ごみの減量と再資源化により環境負荷の軽減を図るため、市民の意識向上や資源物の分別の徹底に取り組んできたほか、不法投棄防止の啓発活動や不法投棄物の回収を行ってきました。
- また、老朽化したクリーンセンターを高効率のごみ発電機能を備えた施設に更新整備し、ごみ焼却の効率化とともに、家庭ごみの分別の一部について見直しを行いました。
- この結果、市民の環境の保全や改善に向けた意識は高まり、ごみの排出量は減少傾向にあります。依然として、未分別のごみや不法投棄、野焼き等の不適正な処理は絶えることはありません。
- さらに、人口減少や住宅団地の造成、高齢化の進行に伴い、ごみ集積所の適正配置やごみ出しの支援などの課題も生じています。
- このことから、市民、事業者のごみの減量と再資源化に関する意識の一層の定着を図るとともに、効率的なごみ収集体制の検討や不法投棄の防止を図っていく必要があります。また、環境に配慮した事業活動を推進するため、事業所と連携した事業系一般廃棄物の減量や再資源化を促進する必要があります。

ごみの排出量・リサイクル率の推移

(単位:t)

区分		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
家庭系	燃やせるごみ	23,353	22,477	21,783	22,414	21,664	21,600	21,275	20,991	21,299
	燃やせないごみ	4,221	4,154	4,204	4,380	4,133	3,981	3,905	3,650	3,733
	資源物	22,951	23,357	23,857	24,160	22,756	21,962	21,810	19,592	18,424
事業系	燃やせるごみ	19,584	19,563	20,037	19,708	19,764	20,319	20,617	20,372	21,251
	燃やせないごみ	2,341	2,142	1,757	1,444	1,658	1,684	1,662	1,730	1,920
総排出量		72,450	71,693	71,638	72,106	69,975	69,546	69,269	66,335	66,627
家庭ごみの再資源化率(%)		47.1	48.4	49.6	49.1	48.1	47.9	47.9	46.0	44.4

出典：上越市生活環境課



◀「ごみの減量とリサイクル」のイメージキャラクター



▲ごみの減量等に関する出前講座



上越市クリーンセンター（外観、見学者ホール）



▶ 施策の柱

1 1 ごみの適正処理の推進

- ・ごみの減量と不法投棄や野焼き等の不適正な処理を防止するため、広報紙等を通じてごみの減量や処理ルールへの浸透を図るとともに、出前講座やクリーンセンターの施設見学等により環境教育の充実に取り組みます。
- ・ごみを排出しやすい環境づくりと収集の効率化を図るため、住宅団地やアパートの増加に対応した集積所の適正配置を促進します。
- ・ごみの排出が困難な高齢者のごみ分別等を支援するため、町内会等と連携し、ごみヘルパー⁴⁵を配置します。
- ・ごみの適正処理を維持していくため、引き続き、最終処分場の確保に取り組みます。

2 2 リサイクルの推進

- ・限られた資源の有効利用を推進するため、広報紙や出前講座等を通じて資源物の分別収集ルールの浸透を図るとともに、資源物常時回収ステーションの利用マナーの徹底や排出された資源物の適正な回収等により、適切な維持管理に努めます。
- ・事業者のごみの適正分別と再資源化の推進に向けた啓発に取り組みます。

▶ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）
市民1人当たりのごみ排出量	940g/日（H29）	一般廃棄物処理基本計画（H31改定）に定める目標値以下
家庭ごみの資源化率	44.4%（H29）	50.0%

第3章 七つの政策分野の基本施策

2 環境分野

2-1-2 環境汚染の防止

▶ 施策の方針

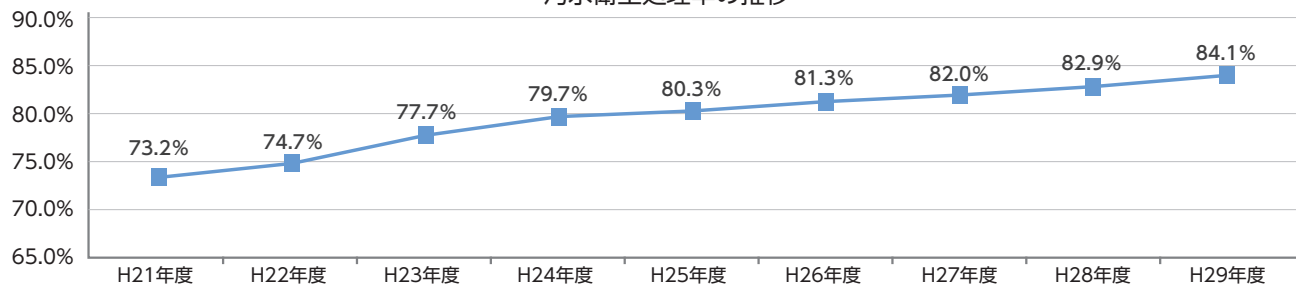
関係機関との連携の下、事業者等への周知や指導を徹底し、公害の発生を防止します。

また、公共下水道と農業集落排水⁴⁶への接続率と合併処理浄化槽の設置率の向上を図るとともに、し尿の収集と適正な処理を行い、水質汚染を防止します。

▶ 現状と課題

- 市では、豊かな自然環境を将来に引き継ぐとともに、市民の安全で安心な生活環境を確保していくため、大気測定局での常時監視や空間放射線量の測定、工場・事業場の排水の監視、高速道路等の騒音・振動測定に取り組むほか、地盤沈下の抑制を図るため、揚水設備設置者へ節水を呼びかけるなど地下水の保全対策を実施してきました。
- また、排水処理対策として、公共下水道や農業集落排水への接続促進や、合併処理浄化槽の設置促進により水質汚染の防止を図ってきました。
- この結果、環境基準は概ね遵守されているものの、悪臭や騒音による苦情は長期化する傾向があるため、引き続き関係者と連携して適正に対応する必要があります。また、地盤沈下の進行に対する抑制対策や、公共下水道・農業集落排水の未接続世帯への対応を図る必要があります。
- このことから、環境基準が遵守されている状態を維持するため、PM2.5⁴⁷など新たな環境阻害要因も考慮した公害対策や、し尿の適正処理とともに、地域特性に応じた効率的・効果的な排水処理対策を推進する必要があります。

汚水衛生処理率の推移



市内の地盤沈下の状況

項目	H25 (H24.9~H25.9)	H26 (H25.9~H26.9)	H27 (H26.9~H27.9)	H28 (H27.9~H28.9)	H29 (H28.9~H29.9)
総沈下面積(km ²)	49.1	70.4	180	58.8	25.7
最大沈下量(cm)	1.0	0.6	2.0	0.3	0.5
最大沈下地点	新南町	遊光寺浜	子安	下門前	大淵区渋柿浜

出典：上越市環境保全課



▲きれいな川で遊ぶ子どもたち（大島区・保倉川）



▲騒音・振動の計測

▶ 施策の柱

1 公害対策の推進

- ・大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の公害を防止するため、法令等に基づく計測や規制の遵守に向けた監視を行うとともに、必要な改善指導等を行います。
- ・地盤沈下の発生を抑制するため、引き続き、揚水設備設置者へ節水を呼びかけるほか、抑止効果の高い手法を検討するなど、地下水の保全対策に取り組みます。

2 排水処理対策の推進

- ・生活排水による水質汚染を防止するため、未接続者への戸別訪問によるきめ細かな相談や周知活動などにより、公共下水道・農業集落排水⁴⁶の接続率と合併処理浄化槽の設置率の向上を図ります。
- ・公共下水道の整備の投資効果を踏まえ、農業集落排水施設との連携を進めます。
- ・公共下水道計画区域内の未整備地域においては、地域のニーズを把握するとともに整備の投資効果を考慮した上で、合併処理浄化槽の設置を含めた効率的・効果的な整備を進めます。

▶ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）
公害苦情件数	36件/年（H29）	30件/年以下
事業所の騒音・振動規制基準達成率	99%（H29）	99%
事業所の排水基準達成率	94%（H29）	95%
汚水衛生処理率 ※生活排水処理が適切に処理されている人口割合	84.1%（H29）	87.6%

第3章 七つの政策分野の基本施策

2 環境分野

2-1-3 自然環境の保全

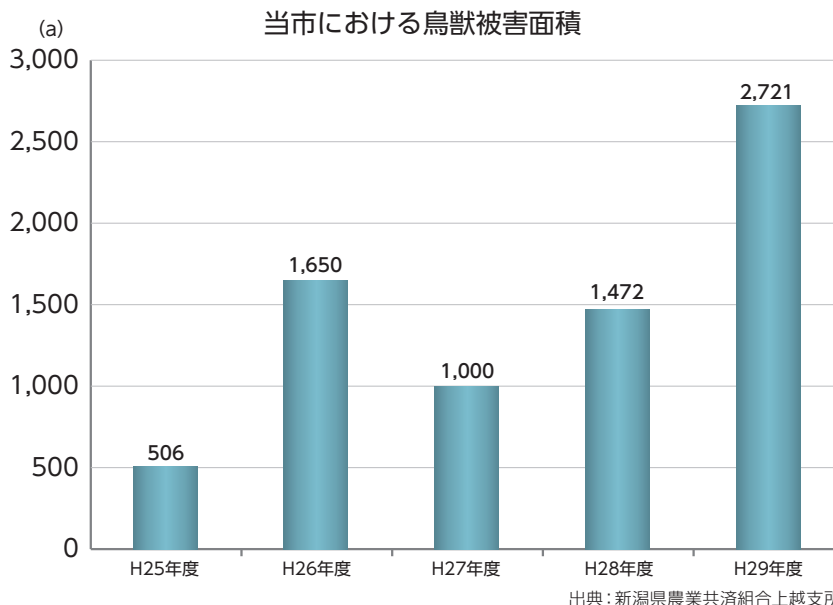
▶ 施策の方針

自然環境保全地域や里地里山、農地等が果たす役割の重要性について、広く市民に周知するとともに、多様な生物の保全と環境に配慮した開発事業の誘導に取り組みます。

また、大型野生動物による被害の防止を図るとともに、野生動物に対する理解を深め、動物との共存を図ります。

▶ 現状と課題

- 市では、豊かな自然環境の保全を図るため、自然観察ツアーの実施や「上越市レッドデータブック⁴⁸⁾」、「上越市の自然シリーズ⁴⁹⁾」の頒布を行うなど、当市が有する豊かな自然環境の周知と環境保全に対する意識高揚に努めてきました。
- また、自然環境保全条例⁵⁰⁾に基づき自然環境保全地域を6か所指定し、多様な動植物が生息・生育している良好な環境の保全に取り組んだほか、多様な生物の保全と環境に配慮した開発事業の誘導を進めてきました。
- 一方で、ツキノワグマやイノシシなどの大型野生動物の出没範囲が住宅地近郊に拡大する傾向が見られるほか、中山間地域を中心に農作物への被害が発生しています。
- このことから、多様な動植物との共存を目指しつつ、大型野生動物による人身被害等の防止に向け、出沒抑制対策を進める必要があります。





上越市の自然環境保全地域(平成30年10月現在)

<p>柿崎海岸自然環境保全地域 柿崎東海岸 約3.2ha 出羽・直海浜海岸 約5.1ha</p> <p>様々な海岸植物が生育するほか、絶滅が危惧されている植物も見られる。</p> 	<p>二貫寺の森自然環境保全地域 二貫寺の森一帯 約28ha (河川区域は除く)</p> <p>本来平地では見られない山地性の植物が生育している。</p> 	<p>五智公園自然環境保全地域 五智公園一帯 約22ha</p> <p>多様な条件下に生育する植物を観察でき、希少な昆虫類や鳥類が多数生息している。</p> 
<p>くわどり市民の森自然環境保全地域 くわどり市民の森のうち 約132ha</p> <p>変化に富んだ環境に応じた様々な植物や、希少な昆虫類、両生類、哺乳類、鳥類が多数生息している。</p> 	<p>光ヶ原みずばしよの森・わさび田の森自然環境保全地域 光ヶ原みずばしよの森一帯 約9.7ha 光ヶ原わさび田の森一帯 約5.9ha</p> <p>ブナが優占する自然植生が残り、草本植物や多くの野生動物も確認される。</p> 	<p>よしだの谷内自然環境保全地域 よしだの谷内一帯 5.7ha</p> <p>水生植物や昆虫類など、市域では希少となった野生動物が多数、生息生育している。</p> 

▶ 施策の柱

1 生物多様性の保全

- ・地域における多様な生態系を健全な状態で維持していくため、自然環境保全地域の指定や、環境保全団体や町内会等と連携した保全活動、レッドデータブック等を活用した普及啓発などの取組を推進します。
- ・人と野生動物の共存を図るため、ツキノワグマやイノシシ等の大型野生動物の出没の抑制に向けて草刈りや伐木等を行った緩衝帯を整備するなど、人身や農作物の被害防止策を講じるとともに、市民一人ひとりの野生動物に対する理解を深める機会の提供に取り組みます。

2 開発事業に対する環境配慮の指導

- ・公害の防止と自然環境の保全を図るため、環境影響評価会議⁵¹の審議を基に、開発事業者等に対して環境に配慮した適正な事業の実施を求めます。

▶ 目標

項目	現状値(時点)	目標(H34)
自然環境保全地域の指定数	6地域(H30)	8地域
大型野生動物による人身被害の発生件数	0件/年(H29)	0件/年
イノシシによる水稻の被害面積	25ha/年(H29)	2.4ha/年以下
開発事業者等の届出義務違反の件数	0件/年(H29)	0件/年

第3章 七つの政策分野の基本施策

2 環境分野

2-2-1 地球温暖化対策の推進

▶ 施策の方針

地球温暖化対策に対する市民の意識啓発に取り組み、一人ひとりの具体的な行動を促し、支援することにより、再生可能エネルギー¹²の普及と省エネルギー化の推進を図ります。

▶ 現状と課題

- 市では、地球温暖化対策実行計画⁵²や再生可能エネルギー導入計画⁵³等に基づき、市民による太陽光発電設備等の設置支援や、公共施設への太陽光やバイオマス⁵⁴による発電設備の導入、雪中貯蔵施設⁵⁵の整備のほか、街路灯のLED化や、庁舎のこまめな消灯や適切な温度管理などにより、再生可能エネルギーの導入・普及促進と省エネルギー化に取り組んできました。
- 東日本大震災以降は、国内のエネルギーを取り巻く状況が一変し、エネルギーに関連した施策の目的は、地球温暖化対策に加えて、エネルギーの安定供給、地産地消、災害時のエネルギー確保などの側面も重視されるようになりました。
- 現在、当市の温室効果ガス⁵⁶の排出量とエネルギー消費量は減少傾向にあるものの、更なる削減に向け、市民一人ひとりの取組の積み重ねが一層求められます。
- また、新たな取組として、下水道が持つ未利用エネルギーの活用に向けた検討を進めています。
- このことから、今後、地球温暖化が更に進むことが予測される中で、下水道熱の活用を含め、市民一人ひとりに地球温暖化対策につながる具体的な行動を促し、再生可能エネルギーの普及と省エネルギーの取組を進めていく必要があります。

上越市の既設の再生可能エネルギー施設（概要）

区分	取組	実績
太陽光エネルギー	公共施設への太陽光発電システムの導入	15施設
	民間への太陽光発電システムの導入	22施設他
	住宅用太陽光発電システムの導入	1,171件
風力エネルギー	公共施設等への風力発電システムの導入	4基
雪冷熱エネルギー	公共施設への導入	6施設
	民間への導入	7施設
バイオマス・廃棄物エネルギー	公共施設への導入	メタンガス発電、ごみの焼却熱利用、下水汚泥のメタンガス利用
	民間への導入	BDF製造設備（廃食用油の回収）、木質ペレット製造、生ごみバイオガス化設備、下水汚泥乾燥
小水力発電	浄水場への導入	1施設
地中熱利用	地中熱利用による融雪施設	2施設

出典：上越市環境保全課、資源エネルギー庁
(平成29年12月31日現在)



▲太陽光パネルを設置した校舎（大町小学校）



▲雪冷熱を活用した施設（安塚区信濃坂・雪室）

▶ 施策の柱

1 再生可能エネルギーの普及

- ・再生可能エネルギー¹²の市民や事業者への普及を図るため、公共施設等での太陽光やバイオマス⁵⁴による発電を始め、雪冷熱や地中熱の利用の効果について周知し、導入を促進します。
- ・下水道熱のエネルギーとしての活用について、導入の費用対効果等を検証し、普及に向けて取り組みます。

2 省エネルギー化の推進

- ・市民、事業者、行政による省エネルギー化に向けた取組を一体的に推進するため、地球温暖化対策実行計画⁵²に基づく取組や、省エネ行動の普及促進に取り組む国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」の推進などに取り組みます。
- ・日常生活における省エネルギーの取組の実践を促進するため、環境イベント等において環境団体と連携して市民意識の高揚に取り組みます。

▶ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）
市内の住宅用太陽光発電システムによる合計出力	4,717kW(H28)	5,790kW
温室効果ガス ⁵⁶ の年間排出量	2,413千t-CO2 (H26)	2,224千t-CO2以下 (H31)

第3章 七つの政策分野の基本施策

2 環境分野

2-2-2 環境学習の推進

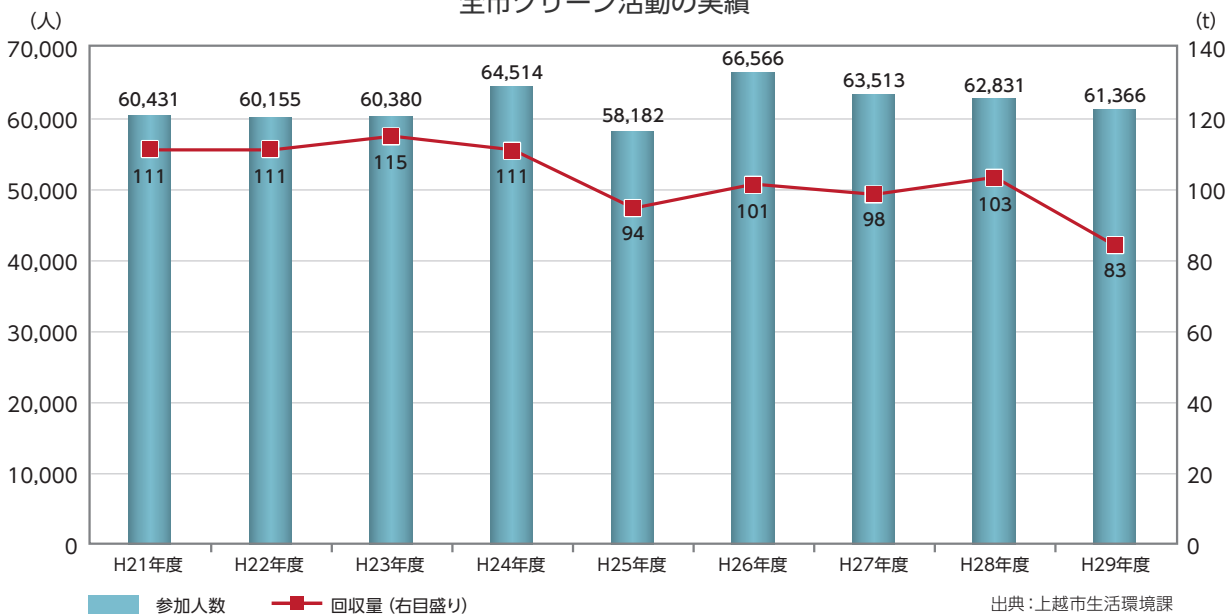
▶ 施策の方針

市民が環境について学ぶ機会を提供するとともに、良好な環境の保全に向けた実践活動を環境団体と連携を図りながら推進することにより、市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、具体的な行動につなげていきます。

▶ 現状と課題

- 市では、環境イベントや環境情報紙、広報紙などを通じて、環境に関する様々な情報を提供してきました。
- また、良好な環境保全活動に向けた実践活動として、市民参加によるクリーン活動や、事業者や有志による清掃活動などが展開されています。
- しかしながら、イベントや活動に参加する人や団体は固定化する傾向にあります。
- このことから、市民一人ひとりが自らの意識や行動が生活環境だけでなく地球環境に大きな影響を与える時代であることを認識し、より環境に関心を持つよう、情報に触れ、学び、気づく機会を提供していくとともに、実践活動を普及していく必要があります。

全市クリーン活動の実績





環境イベント



▲環境出前講座（川学習）



▲クリーン活動

▶ 施策の柱

1 環境を学ぶ機会の提供

- ・ 市民一人ひとりの環境保全に関する意識の向上を図るため、環境団体等と連携し、様々な環境情報の発信や環境に関する学習の機会を提供します。

2 環境美化の推進

- ・ 地域の生活環境や自然環境の美化を図るため、全市クリーン活動等の様々な環境美化活動を推進します。
- ・ 市民や事業者等が主体的に取り組む環境美化活動等を支援します。

▶ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）
環境団体等と連携した学習機会の提供回数	1回／年（H30）	5回／年
生活の中で環境の改善に取り組んでいる市民の割合 （上越市環境市民アンケート）	63.6%（H25）	70.0%
全市クリーン活動参加者数	61,366人／年（H29）	62,000人／年

第3章 七つの政策分野の基本施策

3 健康福祉分野

3-1-1 こころと体の健康の増進

▶ 施策の方針

生活習慣病の発症予防と重症化予防を軸とする保健指導や、市民の健康づくり活動の推進、公衆衛生環境の保全につながる施策を引き続き推進します。また、新たに策定した上越市自殺予防対策推進計画⁵⁷に基づき、自殺者の減少に向けた地域や関係機関とのネットワークづくりなどの自殺予防の取組を総合的に推進し、市民のこころと体の健康の増進を図ります。

▶ 現状と課題

- 市では、健康診査を契機として、自らの体の状態を定期的に確認する取組を継続してきたことにより、特定健診⁵⁸受診率の向上や、国民健康保険や後期高齢者医療の医療費の伸びの鈍化、重度の要介護認定者の減少など、上越市健康増進計画⁵⁹の策定時に整理した健康課題について改善の兆しが見え始めてきました。
- 一方、新たな課題として、子どもの肥満の増加や、若い世代の食習慣や生活リズムの乱れ、高血圧（Ⅱ度高血圧以上）と糖尿病（HbA1c6.5%以上）の人の割合が増加傾向にあり、特に男性の有所見率が増加していることなどが明らかになってきました。
- また、当市における近年の自殺死亡者数は、年50人前後で推移しており、人口当たりの割合が全国や新潟県の平均よりも高い状況にあります。
- このような中、こころと体のすこやかさを保ち、自分らしく暮らせる健康寿命¹³の延伸を図っていくためには、市民一人ひとりが適切な生活習慣の保持と健康づくりに取り組むことが大切であることから、市民に正しい知識の浸透を図るとともに、市民の主体的な取組が行われるための環境整備を図っていくことを目的に、健康づくりポイント事業⁶⁰を平成30年度から開始しました。
- このことから、平成29年度に改定した健康づくりの指針となる上越市健康増進計画に基づき、妊娠期から高齢期までの各ライフステージにおいて、生活習慣病の発症と重症化の予防に重点を置き、健診の受診勧奨や健診結果を踏まえた生活習慣の改善等の保健指導に取り組んでいくとともに、同年度に策定した上越市自殺予防対策推進計画に基づき、関係機関や団体と連携を図りながら、自殺予防の取組を推進していく必要があります。
- 公衆衛生の保全においては、上越斎場の施設の老朽化や火葬需要の今後の変化に対応するため、全市的な斎場の在り方を整理し、上越斎場の改築に向けた取組を進めていく必要があります。

死因割合の状況

死因	上越市	新潟県	全国
悪性新生物	28%	27%	29%
心疾患	15%	14%	15%
脳血管疾患	9%	10%	8%
自殺	2%	2%	2%
その他	46%	47%	46%

出典：平成29年人口動態調査（厚生労働省）を基に作成



▲健康づくりポイント事業チラシ



▶ 施策の柱

1 健康づくり活動の推進

- ・市民の健康増進のため、上越市健康増進計画⁵⁹に基づき、市民が生涯を通じて、生活習慣病の発症予防と重症化予防に主体的に取り組めるよう支援します。
- ・将来の生活習慣病の発症予防に向け、親子ともに健康づくりへの取組ができるよう、乳幼児期からの保健指導や小中学校における血液検査の充実を図ります。
- ・若い世代を対象に健診を受けることの動機付けや、生活習慣の見直しの意識付けを積極的に進めるため、健康づくりポイント事業⁶⁰等を推進します。
- ・予防可能な脳血管疾患や慢性腎臓病等を抑制するため、健診結果を踏まえた生活習慣の改善や、未治療者・治療中断者への受診勧奨等の保健指導を推進します。



▲健診結果説明会

2 こころの健康サポートの推進

- ・自殺予防を図るため、上越市自殺予防対策推進計画⁵⁷に基づき、地域や関係機関とのネットワークによる「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくりを推進し、市民の自殺予防の意識醸成に取り組みます。
- ・医療機関や関係機関と連携し、自殺未遂者が繰り返すことを防ぐための仕組みづくりや、自殺の可能性が高い人の予防対策、遺族の支援に取り組みます。
- ・仕事や家庭における過剰なストレスを抱えやすい壮年期や、身体機能の低下から生じる不安を感じやすい高齢期など、妊娠・出産期、思春期・青年期を含めた各ライフステージにおける課題に応じた自殺予防対策を推進します。

3 公衆衛生環境の保全

- ・公衆衛生環境を保全するため、食中毒や感染症の予防の啓発に取り組みます。
- ・上越斎場について、施設の老朽化や今後の需要の増加に対応するため、将来の火葬需要の減少も見据え、全市的な斎場の在り方を整理し、上越斎場の改築に取り組みます。

▶ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）
特定健診 ⁵⁸ 受診率と特定保健指導 ⁶¹ の実施率 （国民健康保険加入者）	特定健診受診率51.4% 特定保健指導実施66.7% (H28)	特定健診受診率55.9% 特定保健指導実施72.7%
血液検査を希望する児童・生徒の割合	小学生61.4% 中学生56.3% (H29)	小学生90.0% 中学生80.0%
【前項目のうち】 検査の結果、治療・生活指導が必要な児童・生徒の割合	小学生21.5% 中学生17.6% (H29)	小学生20.0%以下 中学生15.0%以下
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺死亡者数）	22.4 (H28)	現状より30%減少

第3章 七つの政策分野の基本施策

3 健康福祉分野

3-1-2 地域医療体制の充実

▶ 施策の方針

上越地域医療センター病院の改築を契機として、市内の病院や診療所等との地域医療連携体制を一層充実し、医療機関のネットワーク化を推進することにより、市民ニーズに応じた質の高い医療を提供できる状態を目指します。

また、人口減少や高齢化の進行の影響が大きい中山間地域においても身近で適切な医療が受けられるよう、機能的な医療体制を確立していくとともに、二次救急病院⁶²との連携を強化し、地域における救急医療体制の充実に努めます。さらに、地域医療体制を維持するため、県や医療機関等と連携し、地域全体の医師確保に向けた取組を推進します。

▶ 現状と課題

- 市では、市内の医療機関や保健・医療・福祉分野の関係団体と連携を図る中で、安定的な医療サービスの提供体制を整えるとともに、上越地域医療センター病院に地域最大規模のリハビリテーションセンターを設け、主に急性期を脱した患者を受け入れることにより、回復期・慢性期医療の中核的役割を果たしてきました。
- また、市内9か所に診療所を開設し、民間の医療機関の立地が困難な中山間地域における地域医療の確保と地域住民の健康維持・増進を図るとともに、一次救急医療機関⁶²として上越休日・夜間診療所を開設し、平日夜間、休日等における応急診療を実施してきました。
- 一方、上越地域医療センター病院の老朽化に伴う改築のほか、地域偏在による医師不足や市立診療所の医師の高齢化などの課題への対応や、救急医療を始めとした地域医療体制の維持に向けた医師の確保が求められています。
- さらに、市内全体の医師数は、人口当たりの割合が全国や新潟県の平均を大きく下回る中、上越地域内の病院では、医師不足から病床を部分的に休床せざるを得ない状況も生じています。
- また、インフルエンザ流行期における患者数の増加に対応できるよう、初期救急医療を担う休日・夜間診療所の施設整備が必要となっているほか、軽症患者が二次、三次救急医療⁶²を担う病院に集中することにより、救急医療体制に支障が生じることが懸念されることから、救急外来への適正受診の更なる啓発が課題となっています。
- このことから、市民の暮らしの安心を確保し、健康寿命¹³の延伸を図っていくためには、こうした課題を踏まえつつ、居住地域にかかわらず、市民が安定的に医療サービスを受けられるよう、地域医療体制の維持・整備を図っていく必要があります。

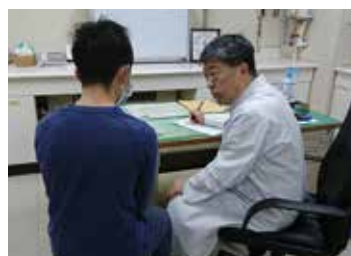
市内の医師数の推移

区分	H24年	H26年	H28年
医師数	356	358	359
人口10万人対医師数	187.4	191.2	195.4

出典：新潟県「福祉保健年報」
(各年12月31日現在)



▲上越地域医療センター病院
(リハビリテーションセンター)



▲休日・夜間診療所の夜間診療

▶ 施策の柱

1 上越地域医療センター病院の機能強化

- ・上越地域の回復期・慢性期機能の中核を担い、病院と病院や病院と診療所の連携の要としての役割を果たし、将来にわたり必要とされる医療を持続的に提供するため、病院の安定経営に努めるとともに、老朽化が進む病院の改築を進めます。
- ・リハビリテーション機能や在宅医療、地域包括支援センター⁶³等の特色ある機能をいかした総合的なサービスの向上を図るとともに、医療・介護・福祉の連携を強化し、センター病院を中核とする地域包括ケアシステム⁶⁴の構築を進めます。

2 地域医療ネットワークの構築

- ・民間医療機関の立地が困難な中山間地域や高齢化が進んだ地域における医療を確保するため、県や医療機関と連携して医師の確保に取り組むとともに、市立診療所と上越地域医療センター病院の医師・看護師等の人的なネットワーク化の構築を目指します。
- ・地域医療体制を維持するため、県や医療機関等と連携し、医師確保に向けた取組を推進します。

3 救急医療体制の確保

- ・休日や夜間に市民等の応急診療を行うため、上越休日・夜間診療所を運営し、一次救急医療体制を確保します。
- ・上越休日・夜間診療所では、インフルエンザの流行期等における患者数の増加に対応するため、施設の改修等を進めます。
- ・重症者への休日・夜間診療の機会を確保するため、二次救急病院⁶²と連携し、二次救急医療体制を確保するとともに、疾病の程度に応じた適切な医療機関の受診を啓発していきます。

▶ 目標

項目	現状値 (時点)	目標 (H34)
上越地域医療センター病院における訪問看護利用者数	6,115人/年 (H29)	6,115人/年
市内医療機関等から上越地域医療センター病院への紹介患者数	2,207人/年 (H29)	2,207人/年
市内の人口10万人当たりの医師数	195.4 (H28)	195.4

第3章 七つの政策分野の基本施策

3 健康福祉分野

3-2-1 高齢者福祉の推進

▶ 施策の方針

高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、介護予防や生きがいづくりに取り組むとともに、高齢者の有する豊かな知識や経験、技能などを地域づくりにいかす出番の創出を図ります。また、地域における見守り・支え合い体制と医療・介護・福祉などの多様な職種の連携を軸として包括的な支援サービスを提供します。

▶ 現状と課題

- 市では、要介護状態にならないよう地域において予防するため、「通いの場」を市内28の地域自治区⁶ごとに設置するとともに、その企画・運営等の役割を担う生活支援コーディネーターを配置し、地域の住民組織が運営する仕組みを構築することで、地域の特性に応じた支え合い体制づくりを推進してきました。
- また、高齢者の趣味講座を始め、作品展やスポーツ大会などの開催を通じて、生きがいづくりと健康づくりを支援するとともに、シルバー人材センターや老人クラブへの活動費等の助成を行い、活動と活躍の場づくりを支援してきました。
- 介護が必要な人に対しては、一人ひとりの状態に応じ、自立支援や重度化予防に資する適切なサービスを提供するとともに、低所得者への支援などにより、誰もが必要なサービスを利用しやすい環境整備に取り組んできました。
- 地域コミュニティの衰退や対人関係の希薄化が懸念されている中、地域包括支援センター⁶³、民生委員・児童委員など支援者の関与を拒む人も多いことや、今後の高齢者人口の増加により、認知症高齢者の増加も見込まれることから、地域全体による見守り体制の構築・強化が課題となっています。
- このことから、高齢者の介護予防や生きがいづくりに取り組むとともに、今後の地域づくりに高齢者の力を役立てる出番の創出を図るほか、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支えるなど、地域における見守り・支え合い体制と医療・介護・福祉などの多様な職種の連携強化を軸とした最適なサービスが提供される地域包括ケアシステム⁶⁴の深化・推進を図っていく必要があります。

介護認定者の状況

年月	人口①		高齢化率 ②/①	1号被保険者数 ③	要介護・要支援の 認定者数 (65歳以上) ④	1号被保険者に占める 認定者割合 ④/③
	高齢者人口 (65歳以上) ②					
H26.3	200,785人	56,835人	28.31%	56,709人	12,620人	22.25%
H27.3	199,079人	58,292人	29.28%	58,177人	12,976人	22.30%
H28.3	197,380人	59,375人	30.08%	59,262人	12,011人	20.27%
H29.3	195,880人	60,111人	30.69%	59,988人	12,194人	20.33%
H30.3	194,132人	60,744人	31.29%	60,604人	12,284人	20.27%

出典：上越市高齢者支援課



▶ 施策の柱

1 介護予防の推進

- ・高齢者が生活習慣病などにより、要介護状態に移行することを予防するため、保健師等の訪問による個別指導を始め、介護予防に必要な知識の普及や、すこやかに老いるための今後の人生を考える啓発講座等を実施します。
- ・地域における支え合い体制の構築により介護予防を推進するため、地域の住民組織が介護予防事業を運営する仕組みへの移行や、地域福祉の担い手となる地域住民のボランティアの養成に取り組みます。



▲認知症について語り合う「認知症カフェ」

2 生きがいづくりの推進・出番の創出

- ・今後の地域社会を維持していくためには、豊かな知識、経験、技能等を有する高齢者の力が欠かせないことから、就労機会の提供や、老人クラブ活動の活性化、高齢者相互の支援活動やボランティア活動、趣味活動等への参画に対する支援を行い、活力ある地域の推進役を担う高齢者の活動と活躍の場を創出します。

3 最適なサービス提供

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・福祉等の多様な職種間の連携を強化し、自立支援や介護の重度化予防に資する適切なサービスを提供するとともに、心身の健康の維持と生活の支援等を一体的・継続的に行う地域包括ケアシステム⁶⁴の深化・推進を図っていきます。
- ・認知症予防とあわせ、認知症になっても住み慣れた地域で生活を送ることができる社会の実現に向けた当市独自の認知症の施策を総合的にまとめた「上越市版オレンジプラン」を策定し、認知症の人とその家族への総合的な支援に取り組みます。

4 見守り体制の強化

- ・介護保険サービスの未利用者を始め、地域とのつながりが薄く、支援が十分に届いていないひとり暮らし高齢者や、今後増加が見込まれる認知症の人が地域で安全に安心して暮らせるよう、地域住民や事業所、関係機関、行政が緊密に連携し、地域全体で高齢者等を見守る体制づくりを進めます。

▶ 目標

項目	現状値 (時点)	目標 (H34)
65歳以上の要介護認定率	20.27% (H30.3)	20.9%以下
高齢者の訪問指導をした人で、要介護状態へ移行した人の割合	1.0% (H29)	2.0%以下 (H31-33平均)
要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者で、高齢者地域サロン ⁶⁵ に参加した人の割合	3.27% (H29)	5.0%
地域支え合い事業を運営する住民組織数 (累計)	21団体 (H30)	25団体
有償ボランティア ⁶⁶ 養成者数	69人/年 (H28-29平均)	80人/年
認知症サポーター ⁶⁷ 養成者数	2,159人/年 (H28-29平均)	2,300人/年

第3章 七つの政策分野の基本施策

3 健康福祉分野

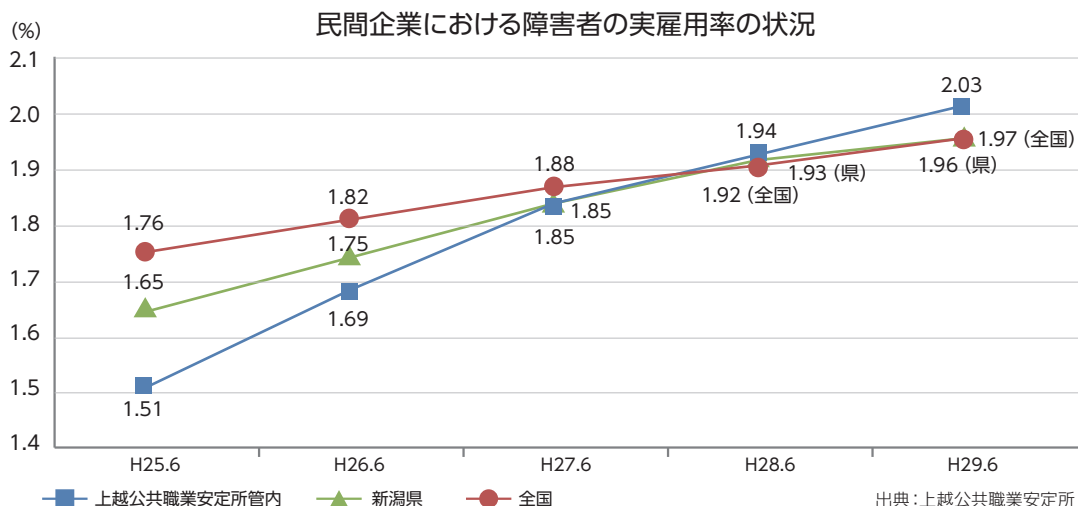
3-2-2 個性を尊重した障害者福祉の促進

▶ 施策の方針

障害のある人が、安心して自分らしく暮らせる環境を整えるため、一人ひとりの個性を尊重したサービスの提供に努めるとともに、障害のある人に対する市民の理解を深め、就労や社会参画を一層推進します。

▶ 現状と課題

- 市では、障害の状態に応じた適切な福祉サービス等の提供はもとより、当事者一人ひとりの意向を踏まえた就労や社会参画を支援するため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、市内の相談支援体制を強化するとともに、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関と連携した就労支援や、障害者福祉団体の活動支援などに取り組んできました。
- また、障害のある人の就労の拡大を図るため、農業と福祉の連携により、障害のある人の就労に適した作業内容を把握するとともに、福祉事業所による作業受託や、農業者への周知による就労先の拡大に取り組んだほか、就労を見据えた実習支援を行いました。
- 当市の障害者実雇用率⁶⁸は、平成29年6月現在で、全国や新潟県の値を上回っているものの、今後も法定雇用率⁶⁸の引上げが予定されていることから、引き続き雇用の拡大が必要となっています。
- 特別支援学校の卒業後や障害のある人の「親亡きあと」の住まいとなるグループホームのほか、重度の障害のある人に対応した福祉サービスを提供する事業所の整備等が求められています。
- このことから、障害のある人が安心して自分らしく暮らしていけるよう、引き続き障害のある人の支援体制の充実や、学校・地域における教育環境の整備、就労や社会参画の促進に向けた取組を進めていく必要があります。





▲こども発達支援センター⁶⁹の相談・支援



▲障害福祉施設の交流イベント「ふくしのひろば」

▶ 施策の柱

1 就学支援の充実

- ・発達障害を含めた障害のある幼児が、スムーズに小学校に就学し適応できるよう、こども発達支援センターにおける相談や療育支援を充実し、就学に向けて切れ目のない支援を行います。
- ・障害のある児童・生徒に対し、障害児支援サービスが提供され、また、障害の状態や家庭の事情に応じた適切な学校教育が受けられるよう、関係機関と連携して取り組みます。

2 就労支援の充実

- ・就職を希望する障害のある人が一般就労できるよう、福祉事業所や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、本人の意向に応じた就労や就労の定着に向けた取組を進めます。
- ・農業分野における就労機会の拡大や賃金向上により自立を支援するため、農業者や社会福祉法人等と連携し、6次産業化⁷⁰等に取り組む農福連携事業などを推進します。

3 社会参加の促進

- ・障害のある人に社会参加の機会を提供するため、外出・移動支援や、社会参加を促進する障害者福祉団体の活動支援などに取り組みます。
- ・障害のある人の支援体制を充実させるため、不足するサービス事業所の整備への支援や共生型サービス⁷¹の導入促進などに取り組みます。
- ・障害のある人が安心して地域生活を送れるよう、市民の理解を深めるとともに、コミュニケーション支援の充実や、居住環境の整備、緊急時の相談など、各種支援に取り組めます。

▶ 目標

項目	現状値 (時点)	目標 (H34)
福祉施設から一般就労への移行者数	30人/年 (H29)	38人/年
障害者実雇用率 ⁶⁸	2.03% (H29)	2.3%
福祉事業所就労における平均月額賃金	13,273円 (H29)	14,490円
タクシー等の利用助成制度の申請率	84.3% (H29)	90.0%

第3章 七つの政策分野の基本施策

3 健康福祉分野

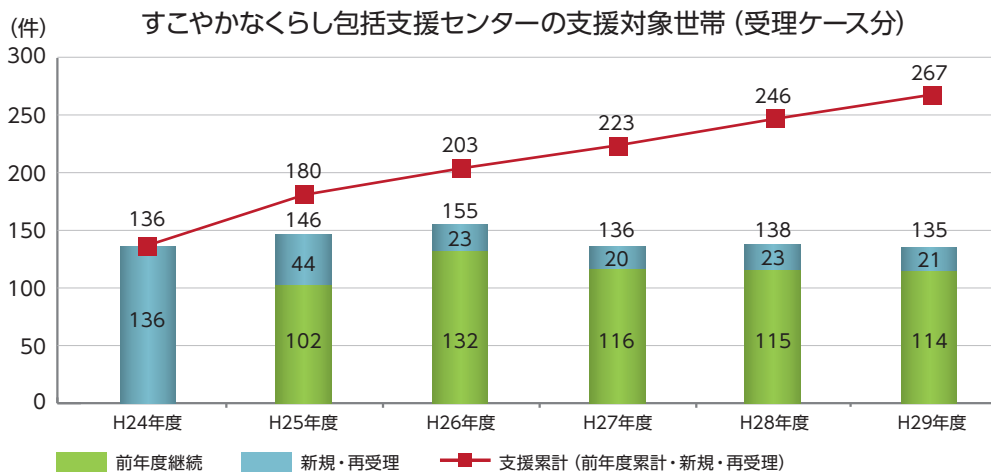
3-2-3 複合的な課題を抱える世帯への支援

▶ 施策の方針

家庭環境が複雑・多様化し、複合的な課題を抱える世帯が増加している状況を踏まえ、世帯を単位とした相談体制の強化や自立に向けた支援とともに、地域全体で支える体制づくりに取り組みます。

▶ 現状と課題

- 市では、複合的な課題を抱える生活困窮者⁷²に対し、生活困窮者自立支援事業⁷³に基づき、自立相談支援や住居確保給付金の支給などを行い、生活困窮から早期に脱却できるよう支援を行ってきました。
- また、生活困窮者自立支援事業等を行った上でも、課題が解消されず、最低限の生活の維持が困難な場合は、生活保護制度による経済的な支援や就労支援等を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立に向けた支援を行ってきました。
- さらに、0歳から18歳までの切れ目のない支援体制を整えるため、「すこやかにくらし支援室」を「すこやかにくらし包括支援センター⁷⁴」に組織を改めるとともに、子どもの育ちに関するワンストップの相談窓口として、専門的知識を有する相談員を配置し、義務教育終了後の高校生等への支援も含め、各種制度の狭間にいる人や複合的な課題を抱える世帯への包括的でより専門性の高い支援体制を構築してきました。
- 今後も、社会経済環境の変化が続く中で、家庭環境の複雑・多様化が進み、経済的な問題だけでなく複合的な課題を抱える世帯の増加が一層懸念されます。
- このことから、自分や家族だけでは解決困難な複合的な課題を抱える世帯に対して、早期的・継続的・包括的な相談支援サービスを提供するとともに、地域全体で自立に向けた支援を支え合う体制づくりが必要となっています。





すこやかなくらし包括支援センター⁷⁴（相談窓口、チラシ）



▶ 施策の柱

1 相談体制の強化

- ・自分や家族だけでは解決が困難な複合的な課題を抱える世帯や各種制度の狭間にいる人を支援するため、専門職種のチームが関係機関と連携しながら、複雑・多様化する相談への対応に取り組めます。
- ・社会からの孤立を防ぐため、自ら声を挙げられない人や困り事を抱えている人の悩みに気づき、支援に繋げていくための体制づくりや取組を充実させます。

2 自立へ向けた支援の充実

- ・生活保護世帯や生活困窮者⁷²等の早期の自立を支援するため、就労支援員⁷⁵等の配置や自立支援計画の実行など、相談体制を充実するとともに、就学援助金や奨学金、公営住宅の提供などの各種制度を活用した支援に取り組めます。
- ・生活困窮者自立支援事業⁷³を通して、個々の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行いながら、地域における自立・就労支援等の体制を構築します。
- ・特に、義務教育を終了した高校生等の若者やその保護者が抱える困り事への相談支援の充実に取り組めます。

▶ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）
地域が生活困窮者の支援にかかわっている割合 （生活困窮者についての相談のうち地域や関係機関から相談があった割合）	54.5% (H29)	60.0%
「すこやかなくらし包括支援センター」の相談受理ケースのうち、改善が図られた割合	75.0% (H29)	75.0%

第3章 七つの政策分野の基本施策

3 健康福祉分野

3-3-1 子育てに関する負担や不安の軽減

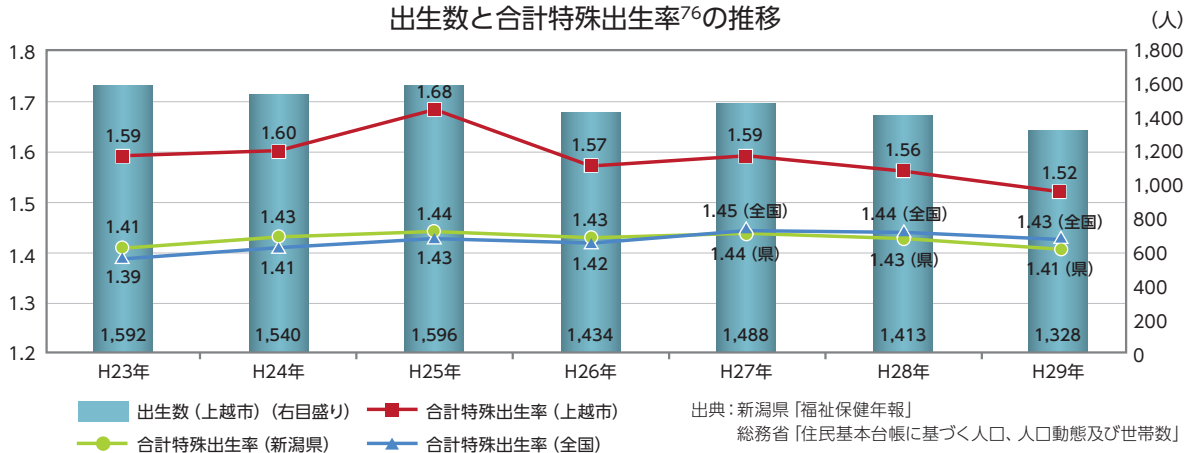
▶ 施策の方針

妊娠、出産、育児への正しい理解を深める相談体制と親への支援の充実を図るとともに、地域ぐるみで保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう妊娠期から支援していきます。

▶ 現状と課題

- 市では、妊婦健診や乳幼児健診等の母子保健事業の充実や医療費助成、保育料の軽減など子育て世帯に対する経済的負担の軽減に取り組んできました。
- また、子どもの遊びの場の確保を始め、子育ての不安感や孤立感を緩和するため、「こどもセンター」や「子育てひろば」を設置し、親子の遊びの場や子育て支援情報の提供、子育て相談等を行い、保護者同士の交流の場やネットワークづくりに努めてきました。
- 平成29年には、オーレンプラザこどもセンターを新たに設置し、子育て支援の更なる充実を図りました。
- 近年、核家族化の進展や、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育ての負担や不安、孤立感を抱える保護者が増加し、それと並行して虐待を受けている子どもの認知数も年々、増加傾向にあります。
- 社会経済情勢や子育て環境の変化に伴う保護者ニーズを敏感に捉え、安心して子育てができる環境づくりを総合的かつ計画的に進めることが求められています。
- このことから、「子育てに関する負担や不安の軽減」と「子育て環境の充実」を基本に、子育て支援策を総合的・計画的に実施していく必要があります。

出生数と合計特殊出生率⁷⁶の推移





▲オーレンプラザこどもセンター



▲乳幼児健診

▶ 施策の柱

1 母子保健事業の充実

- ・母子ともに健康で安心して生活していけるよう、上越市健康増進計画⁵⁹に基づき、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種などを通じて母子保健の充実に取り組みます。

2 子育て家庭への経済的支援

- ・子育てしやすい環境をつくるため、子どもや妊産婦に係る各種医療費助成を引き続き実施するとともに、保育料の軽減を行います。
- ・「子どもの貧困対策」を上越市子ども・子育て支援総合計画（上越市版エンゼルプラン）²⁰に位置付け、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組みます。
- ・安心して妊娠・出産を迎えられるよう、不妊不育治療を行う市民に対し治療費の一部を助成します。

3 子どもの育ち支援の充実

- ・すこやかに子どもが育まれるよう、こどもセンターや子育てひろば等において、子どもの遊びの場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、子育て支援情報の発信や相談支援を行います。
- ・子どもの発達等に不安を抱える保護者が自信を持って育児と向き合えるよう、こども発達支援センター⁶⁹が幼稚園・保育園や教育・福祉機関等と連携し、支援を行います。
- ・「親子コミュニケーション支援」を継続実施するとともに、子どもの育ちに関するワンストップ相談窓口として、すこやかなくらし包括支援センター⁷⁴の周知と活用を推進します。
- ・児童虐待の早期発見、早期支援、早期改善に向けた取組を、要保護児童対策地域協議会⁷⁷を中心に関係機関と連携しながら行うとともに、特定妊婦⁷⁸や発育・発達に課題のある子どものいる家庭への支援など、児童虐待を未然に防ぐ予防啓発活動に取り組みます。

▶ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）
乳幼児健診の受診率	97.1%（H29）	98.0%
出産や子育てがしやすいと感じる市民の割合 （上越市市民の声のアンケート）	52.4%（H30）	53.8%
合計特殊出生率 ⁷⁶	1.52（H29）	1.68以上かつ H30実績値以上
児童虐待が解消された件数	30件 （H27-29平均）	30件

第3章 七つの政策分野の基本施策

3 健康福祉分野

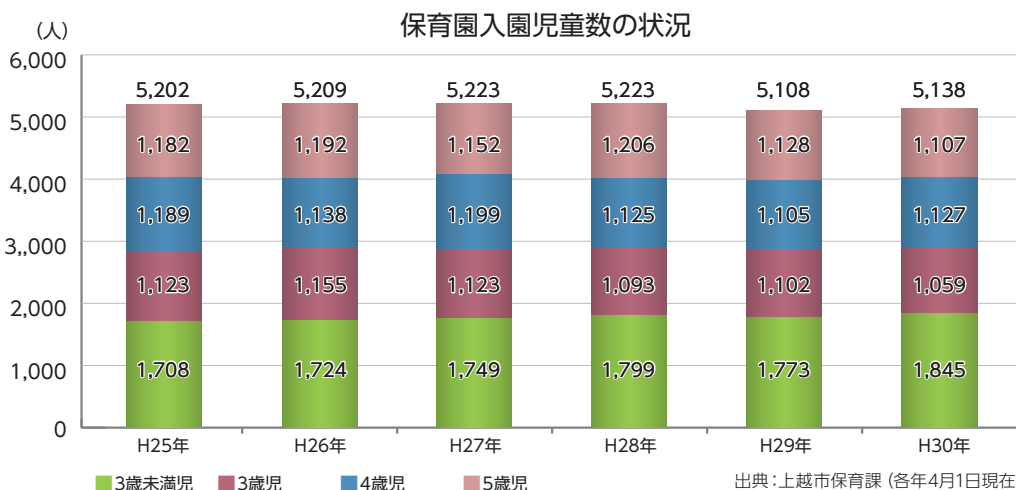
3 - 3 - 2 子育て環境の充実

▶ 施策の方針

子育て世代が仕事をしながら、安心して子育てしていけるよう、保育園等の適正な配置と保育環境の充実を図るとともに、ニーズの多様化に対応した保育サービスの提供に取り組みます。

▶ 現状と課題

- 公立・私立保育園と認定こども園⁷⁹では、保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応し、延長保育や障害児保育など多様な保育サービスを提供しています。
- また、私立保育園と認定こども園に対して、運営費や各種補助金を支給することにより、保育園等の安定的な経営を支援しています。
- 近年、企業の人材不足を背景として、企業主導型保育事業⁸⁰といった新たな形態の保育サービスも広がりを見せており、官民双方の取組によって保育サービスが充実してきているところです。
- こうした中、0、1歳児の入園希望が増加し、長年、課題となっている保育士の確保が更に困難な状況となっているほか、児童数の減少や施設の老朽化に伴う保育園の再編・改築、特別な配慮が必要な子どもへの対応などが生じています。
- また、放課後児童クラブ⁸¹を市内の全ての小学校51か所に設置し、就学児を持つ保護者が安心して働くことができる環境を整備してきた中、クラブを通年利用する登録児童数は増加傾向にあり、クラブの支援員の配置や有資格者の確保、児童の健全育成に向けた運営形態の拡充などが求められています。
- このことから、市では、保育園の再配置を進めるとともに、積極的な子育て支援施策の展開を図っているところであり、今後も保護者の就労形態やニーズの変化を的確に捉えつつ、民間との連携を更に深めながら子育て環境の一層の充実を図っていく必要があります。





北本町保育園を移転して新築した「つちはし保育園」



▲病児保育室



▲放課後児童クラブ⁸¹

▶ 施策の柱

1 保育園等の充実

- ・ 保育ニーズや児童数の変化に対応し、安全で快適な保育環境を整えるため、関係機関と連携し、保育士の確保に取り組むとともに、保育サービスの充実、私立保育園や認定こども園⁷⁹との連携等による保育園の適正配置を進めていきます。
- ・ 私立保育園等に通う児童が安心して保育を受けられる環境を確保するため、運営や施設整備等に要する費用の一部を支援します。

2 多様な保育サービスの提供

- ・ 保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、延長保育や一時保育、24時間受入可能なファミリーヘルプ保育園の運営、病児・病後児保育など、多様な保育サービスを提供します。
- ・ 特別な支援を要する児童も含め、放課後児童クラブを利用する全ての児童が安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブの支援員の資質向上や児童の健全育成に向けた運営形態の充実を図ります。

▶ 目標

項目	現状値 (時点)	目標 (H34)
待機児童 ⁸² 数	0人 (H29)	0人
放課後児童クラブ指導員の有資格者 (県が行う研修の修了者) 率	44.9% (H29)	100%

第3章 七つの政策分野の基本施策

4 産業・経済分野

4-1-1 ものづくり産業・商業の振興

▶ 施策の方針

地域に根付いたものづくり産業・商業の振興に向けた支援策を展開します。

また、中小企業・小規模企業の果たす重要な役割や可能性などについての認識を市民の間で共有し、共感を広げて、企業、行政、商工関係団体、金融機関等の関係団体との連携の下、市を挙げて中小企業・小規模企業の活性化と持続的な成長発展を促進し、足腰の強い内発型の経済基盤の形成に取り組みます。

▶ 現状と課題

- 市では、企業振興条例⁸³に基づく奨励措置による支援や上越ものづくり振興センターをワンストップ窓口とした産学官連携や企業間ネットワークの構築を始め、新商品や新技術の開発・販路開拓への補助や、販売促進等に対する支援を行ってきたほか、メイド・イン上越⁸⁴認証制度を創設し、工業製品や特産品の認証を行うなど、中小企業・小規模企業を主対象とした総合的な企業支援に努めてきました。
- また、貿易関係機関との連携による最新の貿易関連情報の提供を通じて、市内企業の海外取引・事業展開を支援してきました。
- 地域の商店街に対しては、意欲的なイベントや集客増加に向けた取組を支援したほか、個店の魅力向上を目指す店舗等の改装を支援するなど、商店街の維持・活性化に向けて取り組みました。
- 国の施策に目を向けると、「成長戦略・アベノミクス」が展開され、様々な支援メニューが用意されています。こうした国の方針を捉え、市内企業においても新たにチャレンジする機運が生まれており、市においてもこれに呼応する支援策を講じる必要があります。
- 地域経済を支え、地域コミュニティの担い手ともなっている中小企業・小規模企業の経営の現場では、人口減少・少子高齢化、国際化・情報化の進展など、経済・社会構造の変化に伴って生じる地域内消費の減少や人手不足、価格や品質面での競争の激化、事業承継⁸⁵・後継者問題など、その存続を左右するような課題が顕在化し、速やかな対応が必要となっていますが、これらの課題を、企業努力と市、商工団体等が実施する支援策のみで解決していくことは極めて難しい状況です。
- このことから、中小企業・小規模企業の果たす重要な役割や可能性などについての認識を市民の間で共有し、共感を広げて、企業、行政、商工関係団体、金融機関等の関係団体との連携の下、市を挙げて中小企業・小規模企業の活性化と持続的な成長発展を促進し、足腰の強い内発型の経済基盤の形成に取り組む必要があります。

